

1 財政構造改革の必要性

京都市においては、職員数をピークであった 2 万人余から平成 22 年度には 1 万 5 千人規模へと削減させたことをはじめとして、事務事業の見直しや公共工事のコスト縮減にも取り組んできた。特に、平成 6 年度以降の中断なき行財政改革の成果として、1800 億円を超える財政効果を挙げるとともに、臨時財政対策債を除く実質的な市債残高（全会計）は 21 年度末において 7 年連続で減少し、ピーク時から約 1400 億円の減少となるなど、聖域なき行財政改革を強力に推進してきた。

しかしながら、こうした取組にも関わらず、京都市においては、IT バブルの崩壊以降のおよそ 10 年間、市税や地方交付税、国庫支出金等の本来の歳入だけでは歳出に必要な財源を賄うことができず、市庁舎整備基金や公債償還基金の活用、財政健全化債や行政改革推進債の発行、全職員の給与カットといった特別の財源対策に依存した財政運営が続いてきた。

平成元年度には市税収入の 26% であった社会福祉関係経費に充当する一般財源が、平成 21 年度には市税収入の 48% を占めることとなるなど、硬直化が進んだ京都市財政においては、改革によって捻出した財源の多くを、市民サービス向上のための新規政策の実施と社会福祉関係経費や公債費などの義務的な経費の自然増とに振り向けざるを得ず、特別の財源対策からの脱却が計画どおり進まなかったものである。

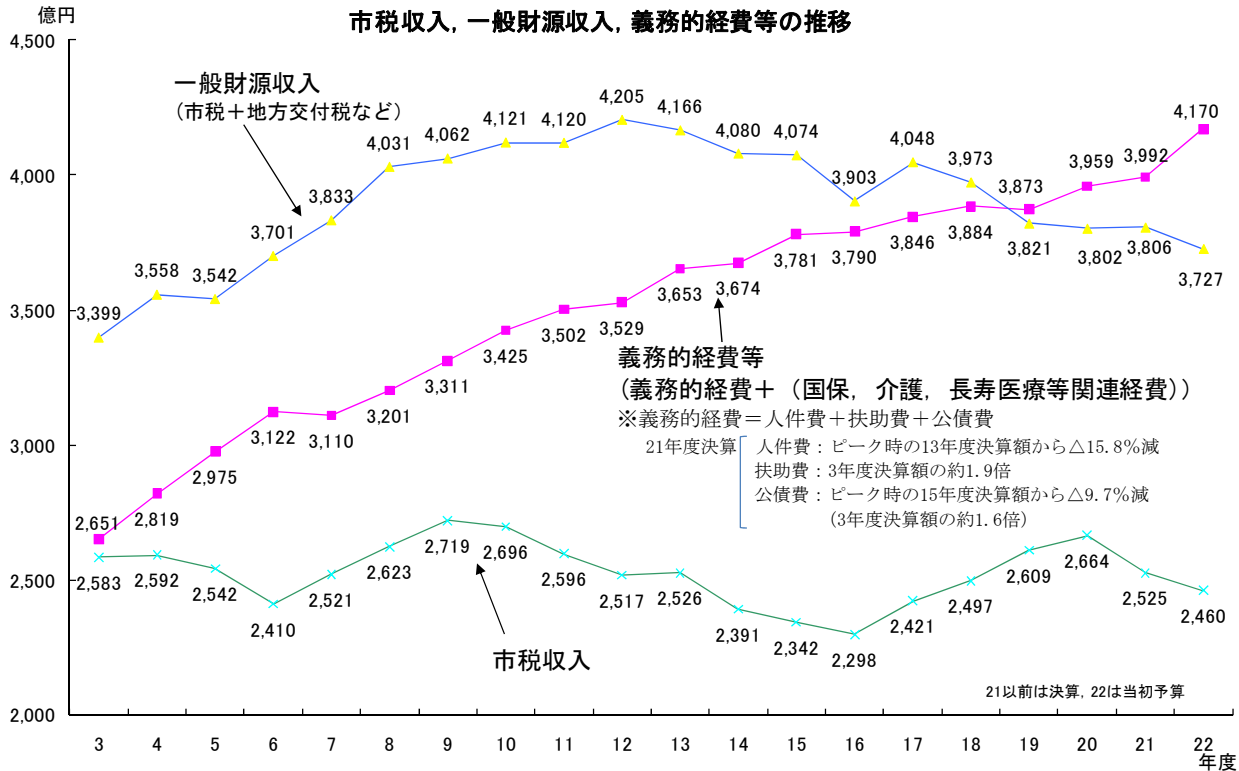
人口減少社会、高齢化社会がいよいよ本格化し、生産年齢人口が減少することを考慮すれば、今後の財政運営においては、税収入の減少傾向が一層強まることも視野に入れなければならない。一方、人口の高齢化の一層の進展や共働き世帯の増加などにより、社会福祉関係経費は今後も増加を続けることから、今後の財政収支の見通しは、極めて厳しいものとなる。

現在、京都市においては、新たな基本計画を策定中であるが、これと併せて、早急に財政構造改革の道筋を示し、低成長、少子高齢化時代にふさわしい財政運営を確立することが必要である。

もとより、今後の社会保障に必要となる財源の確保をはじめ、低成長時代の国及び地方の財政運営を持続可能なものとするためには、税制の抜本改革を含めた国全体での議論が欠くことのできないものである。しかしながら、地方交付税制度は、地方公共団体が行う標準的な市民サービスに必要な財源を保障するに過ぎないものであることから、他の指定都市に比べて市民一人当たりの市税収入が少なく、財政基盤が脆弱な京都市において、本当に必要な市民に福祉サービスを適切に提供するためにも、国の基準に上乘せして実施している事業、京都市独自に実施している事業のあり方等を常に点検することがとりわけ必要である。

当会議においては、歳入歳出の主要な構成要素である、①公共投資のあり方、②人件費、業務委託費のあり方、③社会福祉関係経費のあり方、④市税、受益者負担、国・府との財政面の関係のあり方の4つのテーマについて、他の指定都市との財政構造の相違等を分析するとともに、一定の前提条件の下で中長期の財政シミュレーションを行い、京都市の財政構造の改革のために、「今、何が必要か？」を議論した。

参考：京都市財政の現状



平成3年度では、義務的経費等と市税収入がほぼ同規模だったが、その後、義務的経費等が増大する一方、市税収入は横ばいで推移し、近年は1000億円を超えるかい離となっている。
 また、市税以外に地方交付税等を含めた一般財源収入は、近年の地方交付税等の大幅な削減により、平成7年度以前の水準にまで低下している。その一方で、義務的経費等は増加の一途をたどっており、今後も着実に増加することが見込まれる。

＜予算編成時における特別の財源対策の推移＞

(億円)

年度	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
公債償還・市庁舎整備基金等	62	52	54	59	110	95	50		41
財政健全化債・行革推進債	103	106	100	100	100	70	33	53	68
給与カット等	23	28						16	16
合 計	188	186	154	159	210	165	83	69	125

2 主要事項についての現状分析と提言

(1) 公共投資のあり方

● 現状分析

京都市の公営企業部門を除く一般行政部門における公共投資の規模は、平成 10 年度の 1,640 億円程度をピークに抑制され、平成 21 年度においては、750 億円程度にまで縮小している。また、上下水道事業や高速鉄道事業を含めた公共投資の規模についても、ピーク時である平成 4 年度の 2,500 億円程度の半分以下となる 1,000 億円程度にまで縮小している。(参考資料：P24(1)-①)

また、公共投資の財源については、市債や企業債に多くを依存していることから、国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く実質的な市債残高(全会計)は、平成元年度の約 1 兆 2 千億円から大幅に増加し、平成 14 年度には、2 兆 957 億円となった。これ以降は、公共投資の規模の抑制などにより、平成 21 年度までの 7 年間で約 1400 億円減少し、平成 21 年度末の市債残高は、1 兆 9,560 億円程度となっている。(参考資料：P25(1)-②, ③)

こうした市債残高の削減をはじめとする財政健全化の取組は、IR 活動を通じて投資家からも高い評価を受け、京都市の地方債は、財政基盤が強固な他の指定都市と遜色のない低い金利(22 年 8 月発行：1.11%)での発行を続けることができている。

京都市は人口規模、都市の規模ともに安定していたことに加えて、もともと財政力が弱いこともあり、一般行政部門の市民一人当たりの公共投資の規模が他の指定都市に比べて 2 割程度少ない状態が長期にわたり継続していた。

しかしながら、全国的にも財政事情が厳しさを増した平成 10 年度以降、他の指定都市においては、投資規模が大きく、京都市と比べて削減余地が大きかった公共投資を大幅に削減することにより、財政状況の悪化に一定対応したものと考えられ、最近の公共投資の京都市と他の指定都市平均の水準は同程度となっている。このため、他の指定都市に比べて少ない支出となっていた公債費についても、今後は徐々に均衡してくるものと考えられる。(参考資料：P26(1)-④, ⑤)

加えて、京都市においては、他の指定都市に比べて公共投資の水準が低い中にもあっても、優先度を精査することにより、社会福祉施設や幹線道路など、安らぎのあるくらし、華やぎのあるまちづくりに欠かすことのできない社会資本の整備、蓄積が進められてきたが、今後は、高度経済成長期に整備した生活基盤施設の老朽化等への対応が大きな課題になるものと考えられる。(参考資料：P27(1)-⑥)

● 提 言

〔財政健全化に関する主たる提言〕

- 1990 年代以降、交通網や生活基盤の整備等を積極的に実施してきたところであるが、各分野における社会資本の整備実績や社会の変化を踏まえて、公共投資の規模や重点を見つめなおすことが重要である。加えて、この間の社会資本の整備に伴い増加した市債残高をこれ以上増加させないためには、市債の発行抑制も重要な視点となる。
- 公共投資については、京都市の財政状況、今後の人口動態や経済成長、現在の低金利状態の持続可能性等を踏まえ、「**生産年齢人口一人当たりの市債残高を増加させない。**」といった数値目標の下、公共投資の主たる財源となる**市債の毎年度の発行額に上限を設けることにより、投資規模を抑制する必要がある。**
- 公営企業が発行する企業債の償還費に対して一般会計から財政支援を実施する場合もあることから、**公営企業部門の公共投資の規模についても同様に抑制する必要がある。**
- 公共投資の規模の抑制のため、公共工事の徹底的なコスト縮減に取り組むとともに、広域的観点からの行政区域を越えた施設等の集約化、中長期的観点からの既存事業計画の点検・見直しに取り組む必要がある。
- **公共投資の規模を抑制する中、市民のニーズや行政課題を的確に捉えた事業を厳選するため、現在策定中の新基本計画等も踏まえ、中長期の目標を持って段階的に進める社会資本の整備と緊急性の高い保育所待機児童の解消など短期的な対応が求められる社会資本の整備との優先順位等について全庁的な視点で検討し、予算を編成する必要がある。**その際には、個別分野における現行の中長期的な事業計画をゼロベースで検討し直す必要がある。
- 観光の振興や定住人口を増やすための施策は、策定中の基本計画においても重視されており、歳入増加の面からも重要である。また、市民、民間による投資を促進する規制緩和や低利融資など間接的な投資を組み合わせるなど、実施手法の工夫も重要である。

〔議論の詳細〕

- 1 公共投資のあり方を考えるに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるため、まず、コスト縮減が図られなければならない。
公共工事コストの改善プログラムを一層推進するためにも、法令・通達等の義務付けの見直しが実施されることは有意義である。
- 2 国の施策等の影響が大きい社会福祉関係経費等と異なり、市の主体性により

事業のあり方を決定できる余地の大きい公共投資について、その規模を今後どう設定するかは、財政改革を進めるうえで極めて重要である。

公共投資の規模の検討に当たっては、特に公共投資は実施財源の多くを市債に依存していることから、市債発行額についての議論が重要なテーマである。

- 3 現在の市の財政状況、今後の人口動態や経済成長を考えると市債発行額の縮減が必要となるが、その際、現在の低金利状態が将来にわたって継続する保証がないことも十分に考慮し、例えば、「生産年齢人口一人当たりの市債残高を増加させない」といった明確な数値目標を設定することが不可欠である。
- 4 市財政の持続可能性の観点から見れば、「元利ベース」のプライマリーバランスの黒字化が財政の維持可能性を保証することにつながるので、あえて条件が厳しい「元金ベース」のプライマリーバランスの黒字化を目標にする必要はない。
- 5 市債残高の縮減に取り組む観点から見れば、市債発行額を元金償還額以下に抑制するいわゆる「元金ベース」のプライマリーバランスを黒字化することで、市債残高を毎年減少させることができるが、市債の抑制のためには大幅な公共投資の規模の抑制が必要となる厳しい条件設定である。
- 6 高度経済成長期以降に整備した社会資本のアセットマネジメント手法を活用した最適管理等に、今後、多額の財政需要が見込まれる中、公共投資の規模を大幅に抑制するためには、トップの強力なリーダーシップの下に市全体で危機感を共有し、今までの行政運営から見れば荒療治と思えることにも取り組まなければならない。
- 7 これまで、各行政区を単位として均一に整備してきた施設等についても、人口規模や面積、交通アクセスを考慮し、広域的な観点から行政区域を超えた集約化を考えることも必要である。
- 8 これまでの都市計画決定や道路整備、市営住宅整備等の中長期的な事業計画などについても、人口や車両保有台数の減少など時代の変化を踏まえて、点検・見直しを行うことが必要である。
- 9 公共投資の規模を抑制する中での優先順位の選択、事業内容の構築に当たっては、「京都市として今何を大切にするのか」をこれまで以上に明確にすることが重要である。

その際、市民の声としてはあまり出てこないが、身近な施設の適正管理など日々の生活の基本事項を行政はきちんと拾わなければならない。

- 10 中長期の目標を持って段階的に進める社会資本の整備と緊急性の高い保育所待機児童の解消など短期的な対応が求められる社会資本の整備との優先順位も明確にしていく必要がある。

- 11 需給ギャップが生じているため東山区に多くの空き家が存在するなど、京都市の持つ高いポテンシャルが活かされていない場合がある。市税収入等の確保にもつながる定住人口の増加を目指して、例えば、市民、民間の投資を促進する規制緩和や低利融資など間接的な投資を組み合わせることも考えられる。
- 12 観光の振興や定住人口を増やすための施策は、歳入面への好影響から見ても大きな方向性となるものである。
- 13 予算編成に当たっても、過去に策定した部門ごとの事業計画を基礎として、各部局に予算枠を配分するのではなく、今後の 10 年間は何に重点を置くのか、策定中の基本計画も踏まえて、「何を切り込んで何を残すのか」、全庁的な視点で予算を編成し、事業を構築していくことが重要である。
- 14 そのためには、社会資本整備について横断的に管轄する組織を設けることも有益である。
- 15 市民ニーズが一層多様化する中、全ての要望に応えられないことは明らかである。「今のままで推移すれば市財政はどうなるのか」、「その時の市民サービスの水準はどうか」といったことを中長期的に取りまとめたうえで、「何を望むか」ではなく、「削減しても良いと思うものは何か」といった問いかけも市民アンケートの調査手法として考えられる。
- 16 一方、市民アンケートを「税の使途」の決定に活用するとなれば、調査の信頼性、検証の仕組みの確立などの課題がある。更なる研究・検討が必要である。

(2) 人件費、業務委託費のあり方

● 現状分析

京都市の職員数は、これまでの市政改革の取組により、ピーク時の 2 万人余から、平成 22 年度には 1 万 5 千人規模へと縮減している。特に平成 11 年度から 16 年度にかけての△1,769 人減、△9.4%減の削減率は、指定都市の中で最も高いものとなっている。(参考資料：P27(2)-①)

間断なく市政改革に取り組んできた平成 6 年度以降の人員削減の内容等を分析すると、京都市全体で△4,211 人減、△21.8%減のうち、公営企業部門における民間委託の推進などにより、交通局において△1,685 人減、△58.9%減、上下水道局において△444 人減、△23.5%減の人員削減が行われ、公営企業部門の収支の改善に寄与している。

また、一般行政部門を中心とする普通会計部門においても、△2,031 人減、△15.0%減の人員削減に取り組んできたものの、他の指定都市も人員の削減を進めており、人口千人当たりの人員配置(平成 21 年 4 月 1 日現在)を他の指定都市と比較すると、一般職員、技能労務職員、教育公務員、消防職員のいずれも平均を上回る配置となっており、特に教育公務員、消防職員の職員配置は、他の指定都市平均を大きく上回っている。地方公共団体の一般行政職の給料額を国家公務員と比較したラスパイレス指数や平均給与月額(全職種)については、京都市は給与カット前の状態でいずれも他の指定都市と概ね均衡していることから、職員数が多いことが京都市の市民一人当たりの人件費(平成 20 年度決算)が他の指定都市の平均を 2 割上回る主たる要因と言える。

なお、京都市においては、平成 21 年 7 月から特別職を含む全職員を対象に給与カットを実施しており、現在、京都市の給与水準は、他の指定都市を下回る水準になっているものと推測される。

(参考資料：P28(2)-② P29(2)-③,④ P30(2)-⑤)

このような京都市の職員配置は、一つには、市域面積が広大で行政区の数が多いことや生活保護率が高いことなど、都市の特性による影響であり、もう一つには、木造家屋や文化財が点在する中であって、火災発生件数の抑制に効果が表れている防火予防活動の充実、全国的にも注目度の高い教育の充実など、重要政策の推進を図るためのものとも考えられる。また一方で、京都市においては、「公民協働(P P P)推進の考え方(平成 16 年 9 月策定)」に基づき、指定管理者制度の活用による施設運営の委託など、民間活力活用の取組を進めているものの、他の指定都市の業務の委託化の状況と比べると、依然として、直営による業務執行が多

い実態にある。(参考資料：P31(2)-⑥)

● 提 言

〔財政健全化に関する主たる提言〕

- 京都市として重点とすべき政策分野はどこか、アウトソーシングすべき分野はどこかなど**政策分野ごとの方針を定め、計画的に人員削減を進める中で、基本計画を推進するために、メリハリのある人員配置、組織体制の構築が重要である。**
- 人員削減の取組に関しては、**多くの退職者が見込まれる今後 10 年間で最も大切な改革のタイミングである。**バランスの取れた年齢構成の維持にも留意しつつ、中長期的なビジョンのもとに、目標を明確にして取組を進めなければならない。
- 京都市の財政構造改革を確実なものとするためには、市民一人当たりの比較で他の指定都市平均を上回り、市税等の一般財源のおよそ 3 割を費やしている人件費の総額抑制が欠くことのできないものであり、「**市民一人当たりの人件費を他の指定都市の平均値以下とする。**」といった数値目標を設定するとともに、**人員配置等が最も効率的な都市の取組も参考として、目標達成のための定員管理計画等の実行計画を策定する必要がある。**
- 京都市の職員の給与水準が、職種単位で市域の民間企業の給与等と均衡したものとなるよう常に点検し、不断の見直しを行う必要がある。その際、総務省が作成、公表している「技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況」によれば、公務員の給与水準は民間企業よりも高い状況となっていることを参考とすべきである。また、一般職のみならず特別職の給料、報酬等についても、現在、減額措置を実施しているところであるが、引き続き点検・見直しが必要である。
- 教育部門や消防部門をはじめとして、**京都市の職員配置が他の指定都市平均を特に大きく上回っている部門について、職員数と人口を用いた他の指定都市との比較分析や業務分析、職員を多く配置していることによる成果など総合的な観点から更に詳細に分析を行ったうえで、行政部門ごとの定員管理計画を策定し、計画的に人員削減を進める必要がある。**
- 業務の成果を客観的に確認できる業務、時間集中的なサービス提供業務など**市職員でなくとも実施可能な業務は積極的に民間委託を行う必要がある。**また、例えば、区役所については、業務の委託化に加え、庶務関係事務の複数区連携による共同化や総合窓口化など、区の特徴を踏まえたメリハリの効いた職員配置を検討する必要がある。

- あまりにも手間と時間をかけた仕事の仕方となっているものはないかなど、外部の専門家の力も活用して、事務の効率的執行、公と民との役割分担の見直し、重複施策の整理合理化等の業務の見直しを行うことも重要である。その際、市民、行政双方において、労働コストに関する費用対効果の意識を持つことが必要である。

〔議論の詳細〕

- 1 市の財政運営や予算の執行について、市民との信頼関係を確かなものとする
ことが、財政改革の前提となる。
- 2 職員の給与水準が市域の民間企業の給与等と常に均衡したものとなるよう点
検し、不断の見直しを進める必要がある。それは、全体としての均衡だけでなく、
職種ごとの水準についても同様である。
その際、総務省が作成、公表している「技能労務職員の平均年齢、平均給料
月額及び平均給与月額等の状況」によれば、公務員の給与水準は民間企業より
も高い状況となっていることを参考とすべきである。
- 3 京都市の人件費は、市民一人当たりで他の指定都市よりも高く、市税等の一
般財源の 3 割近くが充てられていることから、これをどうコントロールしてい
くのかは、財政の構造改革において極めて重要な課題である。財政の構造改革
を確かなものとするため、人件費の総額抑制の目標と目標達成のための実行計
画が必要となる。その際、給与水準は他都市とほぼ均衡している一方で、職員
数が他都市を大きく上回っている実態を踏まえると、人員削減の取組が特に重
要となる。
- 4 一般職の人件費や委託費だけでなく、幅広い人的経費について、検討すべき
である。市会議員の定数や政務調査費など議会関係も含む特別職の人件費、審
議会の設置意義や役割、審議内容についても点検対象とすべきである。
- 5 包絡分析法により職員数と人口を用いて効率性を分析すると、京都市の効率
性は総じて低く、民生、衛生、土木、教育、消防等がとりわけ非効率である。
今後は、部門ごとでの定員管理を行い、更なる職員削減が必要である。その際、
例えば消防であれば職員数をインプット、火災現場への平均到達時間などをア
ウトプットとして効率性を分析することも有効な手法である。
- 6 安全、教育など、市民にとって重要な分野では、成果も実感できる。職員数
が多いからといって、他の指定都市を上回っているところを安易に全部削って
しまうのではなく、良い点を残しながら、出来るところから見直しを進めるこ
とも必要な視点となる。
- 7 京都市の都市特性も考慮しつつ、今まで、点検のメスが入りきれていない行
政部門等はないか、政策の推進・効果、事務の効率性など総合的な観点から検

証が必要である。

- 8 人員削減に当たっては、理念のない削減ではなく、京都市として重点とすべき政策分野はどこか、京都市としてアウトソーシングすべき分野はどこかなどの議論が不可欠である。
- 9 そうした議論も踏まえて、政策分野ごとの今後のあり方等を示すとともに、部門ごとでの定員管理計画を策定し、計画的に人員削減を進めることが重要である。
- 10 策定中の基本計画の重要政策の推進に向けて、メリハリのある人員配置、組織体制を検討するなど、政策推進の観点からの工夫も必要である。
- 11 区役所部門では、業務執行の体制については、行政区のあり方にとらわれることなく、例えば、庶務関係事務の複数区連携による共同化や総合窓口化、バックオフィス業務の集約化、証明書発行業務の委託化などについて、改めて検討する必要があるのではないかと。また、区の特徴を踏まえたメリハリの効いた職員配置を検討するべきではないかと。
- 12 京都市の消防部門は福岡市と比べて 2 倍の職員数で、市税等の一般財源での負担は福岡市を 60 億円も上回っている。市民の安心安全は重要であるが、効率的で効果的な組織体制の検討、防火防災機器整備による文化財等の初期消火力の向上、自主防災組織やNPOとの連携など時代にマッチした形での職員配置の再点検が必要である。
- 13 教育部門においても、市民千人当たりの職員数は、他の指定都市平均を上回っている。市立高校が他の指定都市に比べて多く、教職員がそれだけ多いなど府との役割分担を反映している側面もあるものの、教育委員会の事務部門でも職員数が過大となっており、更に詳細に点検する必要があるのではないかと。
- 14 人員削減の取組に関しては、多くの退職者が見込まれる今後 10 年間で最も大切な改革のタイミングである。バランスの取れた年齢構成の維持にも留意しつつ、中長期的なしつかりとしたビジョンのもとに、定員管理のベンチマークを設定するなど目標を明確にして取組を進めなければならない。
- 15 定員管理の適正化を円滑に実施するには、市政運営への職員参加度を高め、財政改革の必要性や人件費の課題について議論し、庁内の共通認識を深めたうえで方向性を見出していくことが有効である。
- 16 人件費の削減を進めるにあたっては、人材活用の観点から、働く人の心理も非常に重要である。透明で正当な評価に基づく能力、業務、給与が整合した人事給与制度や適材適所の人事配置は、職員のモチベーションを上げるための要となるものである。
- 17 業務面を見ると、京都市では、透明性や公正性を担保するため、あまりにも

手間と時間をかけた仕事の仕方となっていないか。人員削減に当たっては、事務の効率的執行、公と民との役割分担の見直し、重複施策の整理合理化等を行うことにより、職員の業務負担が増大することのないよう配慮すべきである。

- 18 本人は良かれと思っていても、実はやらなくても良いことに時間をかけていることも多く、こうしたことは往々にして自分では気付かない。外部の専門家の目で、業務分析を行い、「あなたの仕事が楽になりますよ」といったキャッチフレーズなども使って、多くの人の参加を得て業務の見直しを実施してはどうか。
- 19 業務の民間委託に当たっては、入札などによる競争性を確保することにより、業務の効率化や市民サービスの向上など民間企業ならではの付加価値の増大を図ることが可能となる。市職員でなくとも出来る業務は極力外部へ委託し、民間活力を活用することが重要である。
- 20 民間委託を進めるに当たっては、業務の成果を客観的に確認できるものは委託するという契約理論の考え方も参考になるのではないか。
- 21 指定管理者制度における施設運営への市民参加や管理監督の徹底など、民間委託を行なうに当たっては、品質確保のための仕組みを確保しておかなければならない。
- 22 民間委託の推進に合わせて、委託業務の品質確保などのため、専門知識や技術の裏打ちを持ってマネジメントできる人材を育てることも重要となる。そのためには、現場の経験が不可欠である。
- 23 京都市は労務提供型の業務も含めて、フルタイムの公務員によってサービス提供を行なってきた。それは、定例的な内部管理事務にも及んでいると考えられる。

時間集中的なサービス提供業務については、積極的に民間へ委託し、本庁部門でコストや品質の管理を行う体制を作っていくことが重要である。

(3) 社会福祉関係経費のあり方

● 現状分析

京都市の社会福祉関係経費の支出額を他の指定都市と比較すると、社会福祉費(障害福祉や国民健康保険事業[繰出金]など)、老人福祉費(介護保険事業[繰出金]、後期高齢者医療[繰出金]、敬老乗車証交付など)、児童福祉費(保育所・児童館の設置・運営など)、生活保護費(生活保護扶助費、ケースワーカー人件費など)の4分野のいずれにおいても、他の指定都市の平均値を上回る状況にある。

また、これらの過去10年間の支出額はいずれも2割程度増加しており、今後も財政需要の増加傾向が継続するものと考えられる。

(参考資料：P32(3)-①, ② P33(3)-③, ④ P34(3)-⑤, ⑥ P35(3)-⑦, ⑧)

京都市の社会福祉関係経費の支出額が他の指定都市に比べて高い水準にある理由をおおまかに分析すると、次のとおり多岐に亘っていることが明らかとなった。

① 障害福祉や生活保護、介護保険事業といった国基準に基づき実施している施策については、人口当たりの障害者手帳交付者数が多いことや生活保護率が高いことから、施策対象者が多数に上っていること、また、介護保険事業については、要介護度の高い高齢者が多く、介護サービスの提供にそれだけ多くの費用が必要となること。(参考資料：P36(3)-⑨, ⑩ P37(3)-⑪)

② 保育所については、就学前児童数に対する定員の割合は指定都市で2番目に高い36.1%で、待機児童についても、他の指定都市の平均値を下回り、保育を要する児童の約1%となっている。加えて、延長保育や障害児保育などの付加的サービスも他の指定都市に比べて充実していること。また、国基準を超えて保育士を加配していることから、多くの財政需要があること。(参考資料：P37(3)-⑫ P38(3)-⑬, ⑭ P39(3)-⑮)

③ 福祉サービスの利用者負担については、保育所保育料を、国基準保育料から他の指定都市の平均を上回って軽減していることや、障害者自立支援法に基づく利用者負担金に、「京都方式」、「新京都方式」と名付けた独自の負担軽減策を導入していることにより、京都市独自の財政負担が生じていること。

(参考資料：P39(3)-⑯ P40(3)-⑰)

生活保護は、安心・安全な市民生活を支えるうえで欠くことのできないセーフティーネットである。また、保育所や京都市ならではの地域力を活かした昼間里親の運営をはじめとする子育て支援策の充実は、都市の魅力を高めることにつながるものでもある。一方で低成長時代にあっては、負担と給付ともに現行の水準を維持することが困難なことも事実であり、福祉施策の現状をしっかりと分析し

たうえて、累増する社会福祉関係経費の財政的裏打ちをいかに確保するかが大きな課題である。(参考資料：P40(3)-⑮ P41(3)-⑰, ⑱)

● 提 言

〔財政健全化に関する主たる提言〕

- **厳しい財政状況にあって、本当に必要な方に、きちんとした手当をするためには、当初の政策目的と現状に乖離が生じている施策はないかなど、社会の変化を踏まえた不断の見直しが必要となる。**他方、子育てがしやすく教育が充実していることは都市の大きな魅力であり、定住人口を増やす観点からも今後の重点となりえるのではないか。**京都市の福祉の特徴の分析、財政負担への影響も考慮したうえで、福祉の考え方と将来の方向性をしっかりと議論し、長期的な課題解決の視点を示すことが重要である。**
- 京都市の福祉関係経費は他の指定都市の平均値を上回っており、基幹的な歳入である市税収入が他の指定都市に比べて少ないことを考えると、今後は、「少なくとも他の指定都市平均とのかい離を拡大させない。」といった目標設定が必要である。
- このため、**新たな福祉施策の実施に必要な財源は、社会経済情勢の変化なども踏まえた既存福祉施策の見直しにより確保することとする財政運営ルールの確立を検討する必要がある。**
- 福祉施策の対象者の所得要件のよりきめ細かな設定など**福祉施策にかかわる負担と給付のあり方や国基準に上乘せしている施策のあり方等について、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを常に検討する必要がある。**

特に、敬老乗車証交付事業のように、対象者が増加する福祉施策については、低成長時代においても施策を持続可能なものとするために、施策対象者のあり方や受益者負担の見直しが必要である。また、所得制限基準が全世帯の平均所得を上回っている母子家庭等医療費助成制度のように、他の施策との均衡を欠くと考えられる事業、学童う歯対策事業のように、施策を取り巻く環境に変化が見られる事業についても、今後の社会保障制度の動向も踏まえながら、施策のあり方等を検討する必要がある。
- 公平・公正でかつ効率的な福祉施策の推進のため、**福祉施策の対象者の認定状況や福祉サービス提供事業者をも含めた経費の執行状況等について、常に点検する必要がある。**
- 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、医療扶助が約 5 割を占める生活保護制度や各種の医療費助成制度など医療費に関わる財政負担はとりわけ大きく、その抑制を検討する必要がある。あわせて、医療費をはじめ、社会保障制度のあり方について、国に対して積極的に政策提言をすべきである。
- 生活保護における保護率や障害者福祉施策における障害者手帳交付数をは

じめとした**京都市の福祉ニーズの特徴等について分析を行ったうえで、自立支援等に有効な施策を検討する必要がある**。また、他の指定都市の平均を上回る生活保護部門の人件費について、その状況を点検する必要がある。

- 稼働世代の就労支援など、雇用の拡大に資する労働政策を展開することは、極めて重要な課題であり、労働行政を担う国や京都府と、福祉行政を担う京都市との連携により、施策の実効性を高める必要がある。

〔議論の詳細〕

- 1 現在、福祉施策によって生活を支えられている市民にとって、制度の見直しは、生活に直接影響し痛みを伴うものである。個々の施策をどう見直すかについては慎重で十分な議論が必要である。
- 2 国の施策の基準が低く、住民福祉を守るためには地方が継ぎ足しをしなければならない実態がある。国制度の拡充も大きな課題である。
- 3 京都市の継ぎ足し施策や単独施策は、重度障害の方の介護など「生活を支える基本的な施策」と、敬老乗車証などのいわゆる「福祉サービスの施策」、健康増進など「将来の医療費等の増加抑制をにらんだ施策」に区分されるのではないか。福祉施策をこの区分に分けて考えることで、守るものと見直すものの優先順位がはっきりとするのではないか。
- 4 様々な福祉施策について、それぞれ目的を持って継ぎ足しを行っていることは京都市の努力と理解するが、当初の目的と現状に乖離が生じているものはないか、制度と運用について立ち戻って検討する必要がある。

市民生活への影響も考慮しなければならないが、昨今の急激な社会の変化を考慮すれば、負担と給付の関係などについて、その都度見直しを検討する必要がある。そのことによって、財政事情が厳しい中であっても、本当に必要な方にきちんとした手当ができることとなる。

- 5 市民の生活状況・経済状況は、若者、高齢者等でひとくくりにできる状況ではなくなり、多様化してきている。年代等で切り分けるのではなく、所得からの視点など、福祉の在り方を考え直すことも重要である。

行政の事務コストとのバランスも考慮しなければならないが、施策対象者の所得要件など基準についても、もっときめ細かくする必要があるのではないか。

- 6 母子家庭等医療費助成制度においては、全世帯の平均所得を上回って設定している所得制限額の在り方や父子家庭への対象拡大、敬老乗車証交付事業においては、交付対象者や自己負担額の在り方、学童う歯対策事業においては、子どもの歯科衛生環境が施策創設時と比べて向上している中であって施策を継続することの意義等について、検討が必要ではないか。
- 7 市税等の増収が見込めない中、対象者が増加する福祉施策を持続可能なもの

とするためには、受益者負担の見直しも必要となってくる。敬老乗車証交付事業の一部負担導入など、これまでの制度見直しの結果を分析・評価して、今後の施策の見直しに活かすことも重要である。

- 8 京都市の福祉施策の水準や財政支出の規模は、他の指定都市と比べて、総じて上位に位置するが、現在の水準をどう考えるのか。

京都市における福祉政策の考え方と将来の方向性について、しっかりと検討し、幅広く議論する必要があるのではないかと考える。

- 9 財政的に見ると、京都市は、基幹的な歳入である市税収入が他の指定都市に比べて少ない中で、他を上回って福祉関係経費への財政支出を行っており、京都市財政を圧迫する要因の一つとなっている。市民一人当たりの福祉関係経費の他の指定都市とのかい離はこの数年広がっており、今後も高齢化等を考えると、現行施策を継続した場合、一層かい離が大きくなっていくものと予測される。

この間、行財政改革を推進し、公共投資、人件費等の抑制を行いつつ、なお不足する財源について、基金の取り崩し等で対応してきたが、京都市の財政力を考えると、これ以上かい離を拡大させないといった大きな目標設定が必要である。

- 10 京都市の福祉は高い水準にあるが、低成長社会における費用負担のあり方について、市民を交えた議論が必要である。

新たな施策を実施する場合には、社会経済情勢の変化なども踏まえた現行施策の見直しにより財源捻出を行うルールを確立することも有効である。市民的議論をしっかりとしたものにするためにも、今後、財政面からの制約が大きくなることを明確にしておく必要がある。

- 11 市民の納得を得るためには、税収の見通しや福祉関係経費の増加傾向などの財政の全体シミュレーションに加えて、個々の事業を見直した場合の財政効果額も重要な情報である。

- 12 福祉政策の考え方と将来の方向性を検討するに当たっては、現状を追認することなく、例えば、生活保護で言えば、保護率をはじめとした京都市の特徴について分析を行ったうえで、自立のために有効な施策を検討する。障害手帳の交付数が他都市に比べて多いといったことについても、なぜ多いのか、なぜ施策を受けざるを得ないのか、しっかりと分析が必要である。

- 13 福祉の基盤となる日本の家族の姿は大きく変化し、階層分離も激化し固定化するなど、社会は急速に変化している。子どもたちが自立した生活を営んで行けるよう、しっかりと教育をはじめ、長期的な課題解決の視点が重要となっている。

- 14 生活保護に関しては、喫緊の対策である稼働世代の就労支援について、効果を測定し次の展開に活かすとともに、京都府との連携を強化するなど実効性を高める必要がある。併せて、貧困を繰り返さないよう教育水準を高めるなど長期的観点からの対策も重要である。
- 15 専門家の意見も交えて対策を講じるなど、大きな財政負担となっている医療費の抑制も検討課題とする必要がある。
- 16 都市間競争は激化している。京都の目指すべき都市の姿とその魅力を確立して、しっかりとアピールしていくことも重要である。

福祉政策の考え方を確立するに当たって、こうした都市間競争の視点を踏まえて検討することも有効である。
- 17 京都市の将来のためには、市内に若い方がもっと住んでいただくことが重要である。子育て施策が他の指定都市に比べて充実していることを積極的にアピールするなど、福祉施策の実施に当たっても都市経営的な感覚が必要である。
- 18 京都市の生活保護部門の人件費は他の指定都市と比べて高くなっており、点検が必要である。

また、福祉施策は、市役所以外の多くの事業者によって担われ、事業者の採算はサービスを提供することによって成立する。施策の効率化を考える際には、こうしたサービスを供給する様々なセクターも含めて点検する必要がある。
- 19 福祉施策を提供する際、対象者の認定や経費の執行について、京都市は適正な運用に努めているとのことだが、この点は、常に厳正に点検する必要がある。

(4) 市税, 受益者負担, 資産の管理活用, 国・府との財政面の関係のあり方

● 現状分析

【市税】

京都市の市民一人当たり市税収入(平成 21 年度決算)は, 他の指定都市の平均に比べて, 12,659 円少ない。この主な要因は, 安定的な税源である市民税個人分及び固定資産税の市民一人当たり収入が, いずれも他の指定都市の平均値を下回っていることにある。市民税個人分の収入額が平均を下回る理由として, 生産年齢人口の占める割合が低いことや生活保護率が高いことなどにより, 市民税個人分(所得割)の納税義務者数が少ないことに加えて, 納税義務者にあっても, 課税所得が相対的に低い状況にあることが考えられる。また, 固定資産税については, 宅地面積が少ないことに加えて, 建物についても, 木造家屋, なかでも建築年次の古い家屋の比率が相対的に高いことなどから, 土地, 家屋ともに評価額が低い状況にあることが考えられる。(参考資料: P42(4)-①, ② P43(4)-③, ④ P44(4)-⑤, ⑥)

なお, 市民税法人分の収入額は, 指定都市の平均を上回っているものの, 納税額が多い法人 30 社は全法人の 0.07%程度に過ぎないにもかかわらず, この 30 社の納税額は収入総額の約 6 割に達しており, 特定の法人の業績に左右される安定しない税収構造となっている。(参考資料: P45(4)-⑦)

京都市における課税自主権の活用状況としては, いわゆる新税については, 法定外普通税, 法定外目的税ともに導入されておらず, 地方税法の標準税率を超える税率による課税(超過課税)については, 法人市民税(法人税割)を対象に実施されている。この超過課税による平成 21 年度の決算見込みは 34 億 50 百万円程度で, 前年度から大幅に減少するものの, 京都市のまちづくりに欠くことのできない税源であることに変わりはないものと考えられる。

なお, 新税を導入している市区町村は 12 団体(平成 21 年度末)で, 全体(1,750 団体;平成 22 年 4 月現在)の 1%にも満たず, 導入目的についても, 税収の確保ではなく, 特定の政策の推進を目指したものが多いように見受けられる。

(参考資料: P45(4)-⑧ P46(4)-⑨)

また, 京都市においては, 市民税, 固定資産税, 都市計画税, 事業所税, 軽自動車税の 5 つの税目について, 独自の判断により課税免除や減免の措置が講じられている。この措置による税の軽減額は約 14 億 7 百万円(平成 21 年度決算)に達しており, 税の公平性確保の観点から, また, 税収確保の観点からも, その状況を常に明らかにするとともに, 社会経済情勢の変化等を踏まえて公平性や合理性を検証することが大切である。(参考資料: P46(4)-⑩ P47(4)-⑪)

最後に, 市税徴収率については, これまでからその向上に取り組み, 平成 21 年

度見込みの 97.0%は、指定都市の中で最下位であった平成 6 年度を 5.1 ポイント上回り、指定都市中の上位を占めている。また、この間の徴収率の向上により年間約 130 億円もの税収確保に繋がっている。(参考資料：P48(4)-⑫)

【受益者負担】

地方自治法によると、地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計の二つに区分され、特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行なう場合や特定の歳入を特定の歳出に充てるため、一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合、条例でこれを設置することができる」とされている。

京都市においても、国民健康保険事業や介護保険事業、中央卸売市場や駐車場の運営のほか、上下水道事業、市バス・地下鉄事業等について、特別会計を設け、保険料や使用料、運賃収入などの収入によって事業を運営している。これらの会計における受益者負担については、独立採算制の原則の下、国の基準をはじめとする一定の考え方に基づき決定されているところであり、当会議においては、その在り方について特段に議論の対象とはしていない。

しかしながら、受益者負担を軽減することなどを目的として、一般会計からこれら特別会計への繰出金という名称で財政支援がなされている場合がある。一般会計からの過度の財政支援は、一般会計の財政を圧迫するのみならず、負担の公平という観点からも課題があり、特別会計の受益者負担の在り方についても、常に検討されるよう付言する。

一般会計で行う事務は、原則として、市税や地方交付税、国庫支出金等がその財源となるが、各種証明書の発行や施設の運営等の一部の事務については、受益者から応分の負担を求めることとなる。

京都市においては、施設使用料について、施設を設置目的等に応じてホール・会館、体育施設等の 8 つに分類し、使用料収入の施設の管理運営費等に対する割合(受益者負担割合)をそれぞれ定めることにより、適正な使用料の設定に努めている。(参考資料：P49(4)-⑬)

【資産の管理活用】

京都市の財産収入の平成 21 年度決算は、32 億円で、その内訳は、不動産の売却収入などの財産売却収入が 18 億円、土地建物の貸付収入などの財産運用収入が 14 億円となっている。財産売却収入は年度ごとに大きな変動があるなど、他の指定都市との比較は容易ではないが、財産運用収入については、市民一人当たり収入額は、他の指定都市平均のおよそ 7 割程度にとどまっている。

(参考資料：P50(4)-⑭、⑮)

また、特定目的のための資金の積立である基金についても、市民一人当たりの積立残高は他の指定都市平均以下となっており、基金の効率的・効果的な運用等

が他の指定都市にも増して重要である。(参考資料：P51(4)-⑯)

さらに、滞納債権、貸付金債権等の管理については、債権情報の共有化など債権回収を促進するために参考とすべき取組事例が、指定都市の多くで見受けられた。(参考資料：P51(4)-⑰)

【国・府との財政面のあり方】

国・府との財政面の関係については、京都市域からの国税、府税、市税の合計額のおよそ54%が京都市予算の財源として還元されており、市民一人当たり金額は、他の指定都市の平均を上回っている。京都市においては、地方交付税による国税からの還元がとりわけ多く、国の地方財政対策の影響を受け易い財政構造となっており、国に対しても、税の配分の抜本的な是正に向けて、指定都市共同で要望を実施している。(参考資料：P52(4)-⑱, ⑲ P53(4)-⑳, 21)

京都府との事務執行の役割分担については、児童福祉や母子保健、障害者自立支援、国道、府道の管理など、指定都市として京都府に代わって多くの事務を行っているにも関わらず、これらの事務に要する税制上の措置が不十分であり、道府県から指定都市への税源移譲による財源配分の見直しについて、指定都市共同で要望を実施している。加えて、本来都道府県の事務とされている高等学校、特別支援学校の設置・運営などを京都市が積極的に担っており、多大の財政需要があることから、京都府に対して、財源の確保を要望している。他の指定都市においてもこうした状況が見受けられるものの、京都市においてはこの傾向が特に顕著であることから、京都府、京都市ともに財政事情は厳しい下ではあるが、引き続き、京都府知事と市長との懇談会や、最近特に積極的に開催されている府市行政協働パネルにおいて、二重行政の見直しも含め、府民、市民にとって効率的・効果的な税の配分の在り方や使い方を検討することが重要である。(参考資料：P54(4)-22, 23 P55(4)-24, 25 P56(4)-26)

● 提 言

〔財政健全化に関する主たる提言〕

- **財政基盤の強化のためには、教育、医療、環境、観光なども含めた経済活動の活性化により人口や税収を増やしていくことが重要である。**京都市全体の付加価値を高めるため、新たな基本計画の推進は極めて重要な課題である。こうした取組の効果が発揮されるよう、京都市の魅力を広く情報発信することが重要である。
- 市税の軽減措置について、制度創設時からの状況の変化を踏まえて、個々の減免の意義を厳正に点検する必要がある。
- 市民一人当たりの使用料収入は、他の指定都市の平均を下回っている。使用料・手数料収入についても、詳細な分析を行い、収入確保に向けた目標の設定を検討する必要がある。
- **土地や有価証券など、すべての資産を対象として売却や他用途への転用など、計画的な取組を進める必要がある。**
- 基金の一元的な管理や統廃合を含めて、効率的・効果的な活用方策を検討する必要がある。
- 債権回収のための情報の共有化や一元的な管理を行うための組織の必要性を検討するなど、市全体として取組む必要がある。
- 現有施設の適正管理の観点から、早期にアセットマネジメントの計画を策定する必要がある。
- **京都市と京都府や国との事務分担と費用負担の在り方を点検する必要がある。**
- **公営企業会計の繰出金を軽減する観点から、公営企業会計における増収対策、経営健全化対策を一層推進する必要がある。**中長期財政シミュレーションからも分かるように、特に地下鉄事業の経営健全化は京都市財政の健全化にとって極めて重要な課題であり、一般会計の財政収支に影響を及ぼすことのないよう、地下鉄事業の経営健全化の取組を全庁挙げて推進する必要がある。

〔議論の詳細〕

- 1 減価償却を含むフルコストを基礎として施設種別ごとに受益者負担率を設定し、施設の性格によっては市民と市民以外の利用料金に区分を設けたうえで、コスト削減、利用者増に取り組みつつ料金の在り方を考える現在の市の施設使用料の考え方はおおむね妥当なものと言える。
- 2 施設収支、利用料金の在り方を考えるに当たっては、利用者にとって満足度

の高いサービスを確実に提供することが大前提である。

そのうえで、施設運営のコストの一部について受益者負担を求めるという行政の発想にとどまらず、付加価値が一層高いサービスの提供とそれによる利用者の増加等に努め、サービスに見合う収入を確保することにより自立した経営を目指すことも必要である。

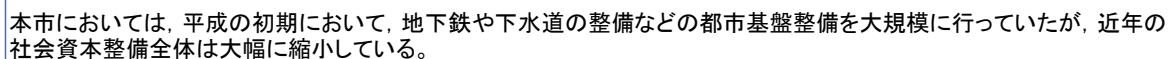
また、施設建設に当たって、損益分岐点等を十二分に検討し、事業採択の基準とすることも重要である。

- 3 市民の経済活動が外部に流出せず、市域内での活動を活性化させるためにも、サービスの高付加価値化や運営の工夫が望まれる。
- 4 例えば、観光駐車場は、多くの方に使われている利用価値の高いものである。現在、コスト以上の料金収入を上げているが、公共交通優先のまちづくりの推進という観点など政策税制的な考え方に立って、料金を引き上げることも考えられる。
- 5 日本人共有の資産である「美しい京都」を守り創造することは、国民全体の望むところであり、そのために必要な財源を京都市民のみならず全国に求めることも、国民的コンセンサスを得られるのではないか。
- 6 すべての資産を対象として売却や他用途への転用など、計画的な取組を進める必要がある。
- 7 基金については、昨今の低金利状態の下においては、多くの運用収益を望める状況にはない。当初の設置目的の意義と現在及び将来の在り方の視点から、一元的な管理や統廃合も含めて、効率的・効果的な活用方策を検討することが必要である。
- 8 各種の債権の管理に当たっては、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納債権の整理、回収のための情報の共有化や一元的な管理を行うための組織の必要性を検討するなど、市全体として取り組むことが大切である。
- 9 滞納対策と同時に、正確かつ適正な課税の取組も重要である。
- 10 国民健康保険の保険料の徴収率は、市税に比べて低い状況にある。その要因の一つとして、被用者保険に比べて所得に対する保険料の割合が高いことが考えられ、国民健康保険の運営を都道府県単位に広域化するなど、保険基盤強化のための制度の見直しを引き続き検討すべきである。
- 11 徴収率の向上、財産管理による収益など、増収効果が上がっていることは理解するが、それぞれ担当職員の人件費など行政コストが発生している。徴収率の向上だけでなく、コストとの関係も常に意識することが必要である。
- 12 現有施設の適正管理の観点から、早期にアセットマネジメントの計画を策定すべきである。

- 13 財政難の克服のためには、教育、医療、環境、観光などを含め経済活動を活発にする政策を展開し、人口や税収が増える市政運営が不可欠である。そういった観点からも、京都市全体の付加価値を高める戦略として、策定中の基本計画は極めて重要である。
- 14 職業上の再教育等により市民の雇用と所得を安定させ、課税ベースを大きくするような政策の積極的な展開が望まれる。その際、各部局の連携にとどまらず、労働行政を担う京都府との連携も非常に重要となる。
- 15 市の条例による規制が固定資産税等の課税対象の拡大を阻害する要因となっていないかについても検討を要する。
- 16 税収確保のみを目的とした新税の創設は実現性に乏しいものの、政策誘導の手段としての新税の活用は検討すべきである。例えば、マイカー観光に対する課税や観光駐車場の料金への課税は、公共交通優先のまちづくりという観点から検討する価値がある。
- 17 京都市の厳しい財政状況を踏まえると、税収確保のためには、新税の創設や課税軽減措置の見直しが必要となるが、併せて、歳出の徹底した削減に取り組むことが重要である。
- 18 市税の軽減措置については、制度創設時からの状況の変化を踏まえて、個々の減免の意義を今一度厳正に点検すべきである。
- 19 年金額が概ね 255 万円以下の高齢者（単身世帯）に対する市民税個人分を半額に軽減する措置は、国における高齢者に対する非課税措置の廃止を受けて、他の指定都市でも順次廃止され、唯一京都市のみの実施となっていること、軽減対象者数、軽減総額ともに拡大を続けることを考慮し、その必要性について改めて検討すべきである。また、固定資産税の減免措置などについても、個々の内容を見れば、見直すべきものがあるのではないかな。
- 20 都道府県事務、国の事務とされている大学、高等学校、特別支援学校の設置運営などについても京都市は積極的に取り組んでおり、教育全体に対して一連の取組ができる土壌がある。国、府、市の費用負担の在り方も点検しつつ、こうした京都市のメリットを活かした、若者が集まるまちとしての都市の活性化、税収の拡大に繋げる取組も重要である。
- 21 公営企業会計への繰出金が大きな財政負担となっており、企業会計における増収対策、経営改善化対策も重要である。

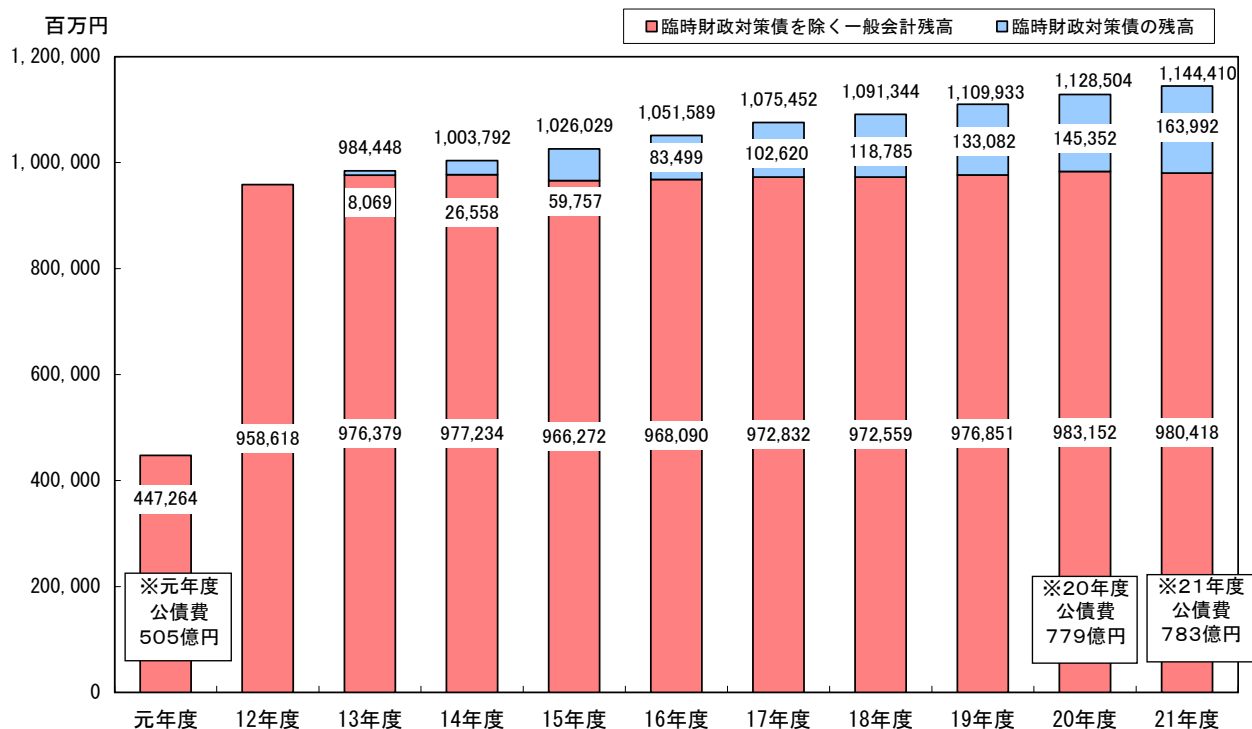
(1) 公共投資の現状を示す資料

京都市の社会資本整備費（決算額）の推移



②

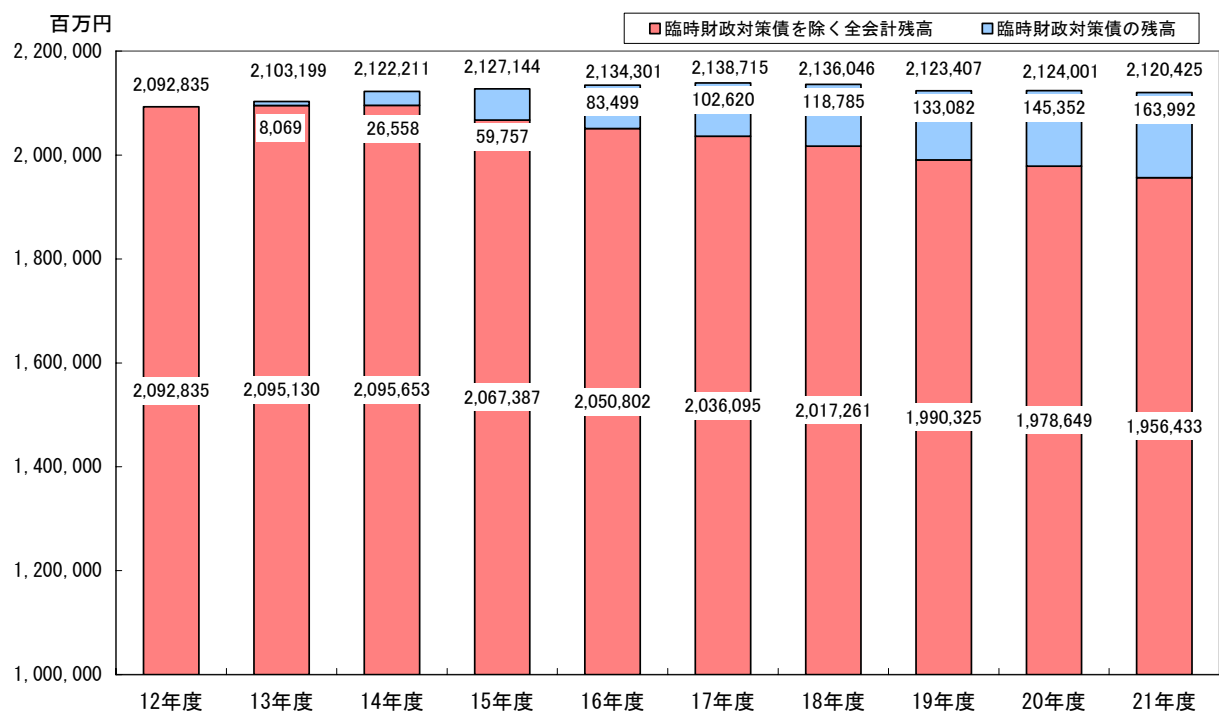
京都市の市債残高の推移（一般会計）



一般会計の市債残高総額は増加傾向にあるが、後年度に元利償還の全額が地方交付税で措置される臨時財政対策債を除くと、近年投資的経費を抑制していることから、横ばいで推移している。
⇒市債残高の適正な水準及び適正水準を目指した市債発行額の目標設定が今後の課題

③

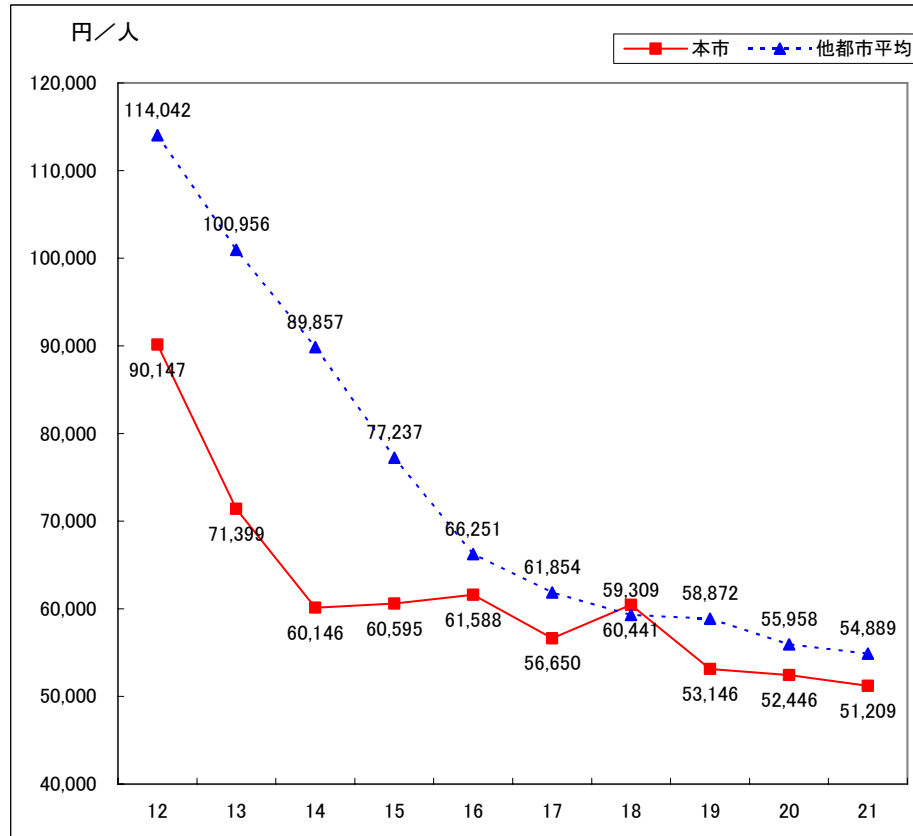
京都市の市債残高の推移（全会計）



全会計の市債残高は、臨時財政対策債を除くと、15年度以降減少傾向にある。

市民一人当たりの投資的経費の推移

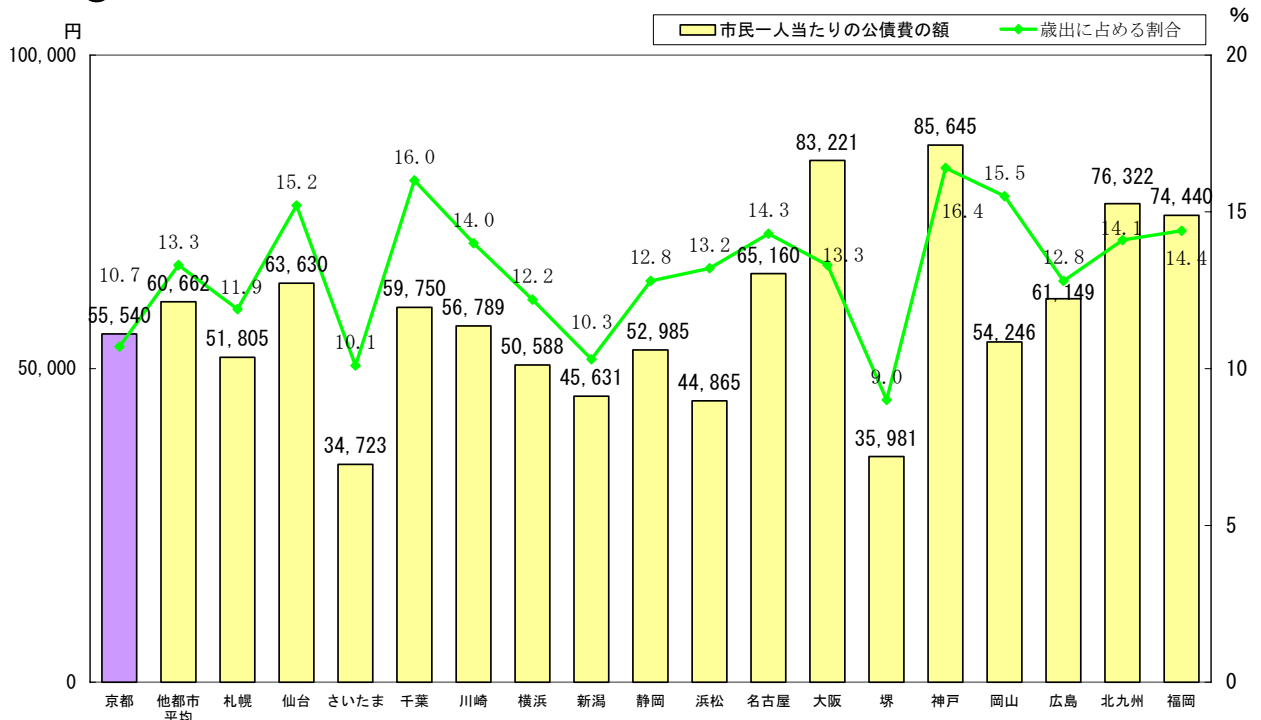
④



本市の投資的経費は、他都市に比べてもともと少額であるが、近年では、他都市とのかい離幅が大幅に縮小してきている。

⑤

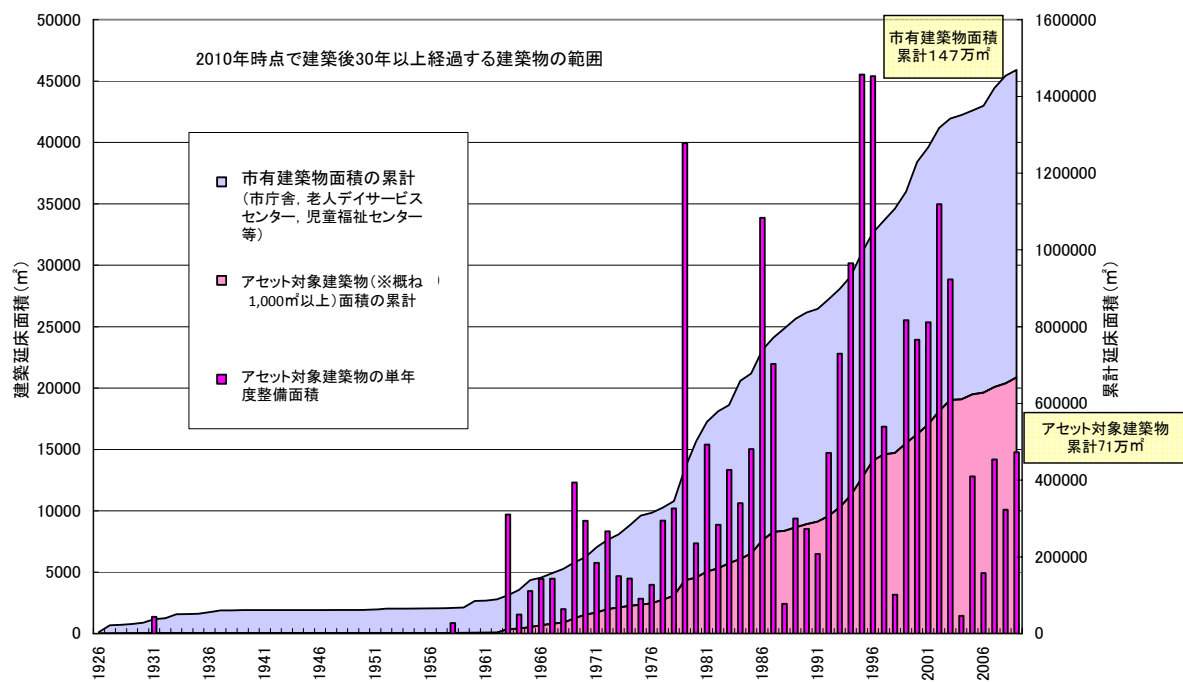
政令指定都市の市民一人当たりの公債費(平成21年度決算)



市民一人当たり公債費は、他都市平均を下回る水準にある。

⑥

アセットマネジメント(最適維持管理)計画策定対象建築物の年度別面積の推移



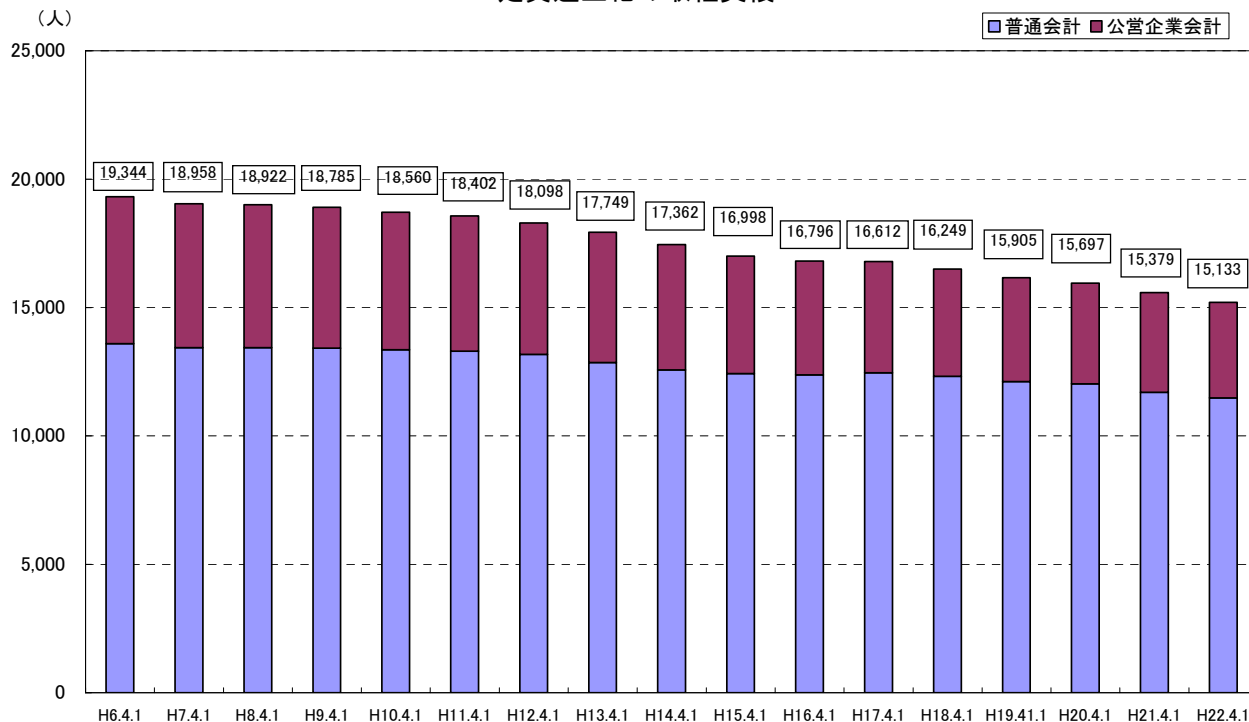
市有建築物面積の累計147万㎡(市有建築物の内、下記の施設を除いたもの)
・交通局所管施設、上下水道局所管施設、市営住宅、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び総合支援学校

今後、建築後30年を迎え、大規模な改修が必要となる施設が急増する。

(2) 人件費、業務委託費の現状を示す資料

①

定員適正化の取組実績

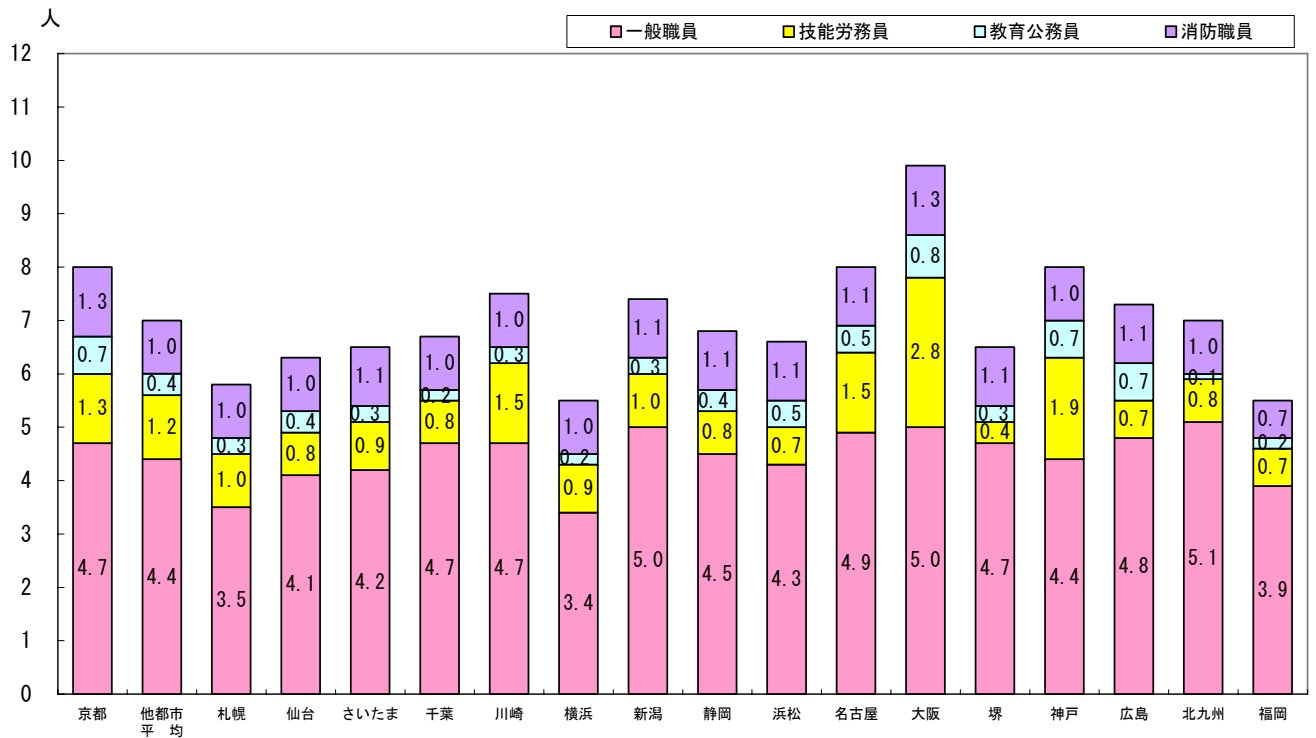


本市では、平成7年度から市政改革の取組の一環として、職員数の適正化の取組を推進しており、平成6年度から22年度までの間に、市長部局、消防局、交通局、上下水道局、教育委員会等の行政委員会で4,212人(21.8%)の職員を削減している。

②

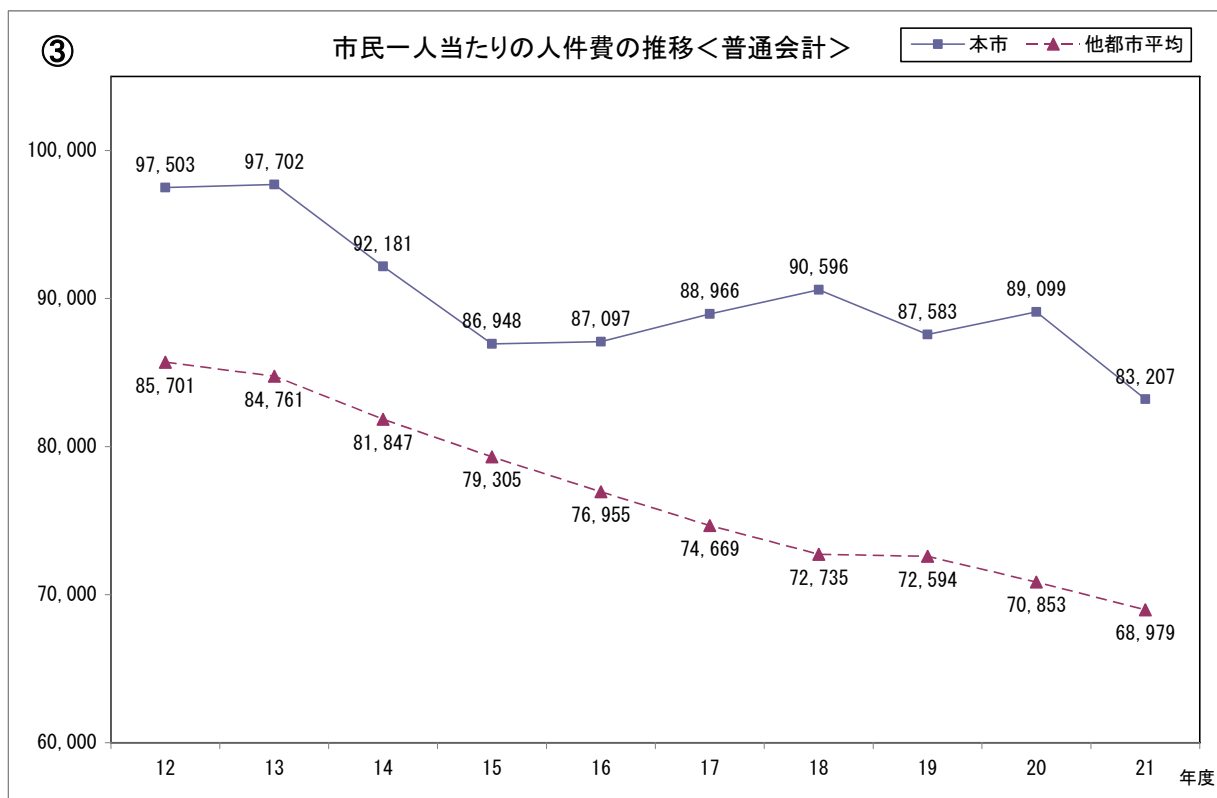
政令指定都市の市民千人当たりの職員数
(平成21年4月1日現在)

<普通会計>



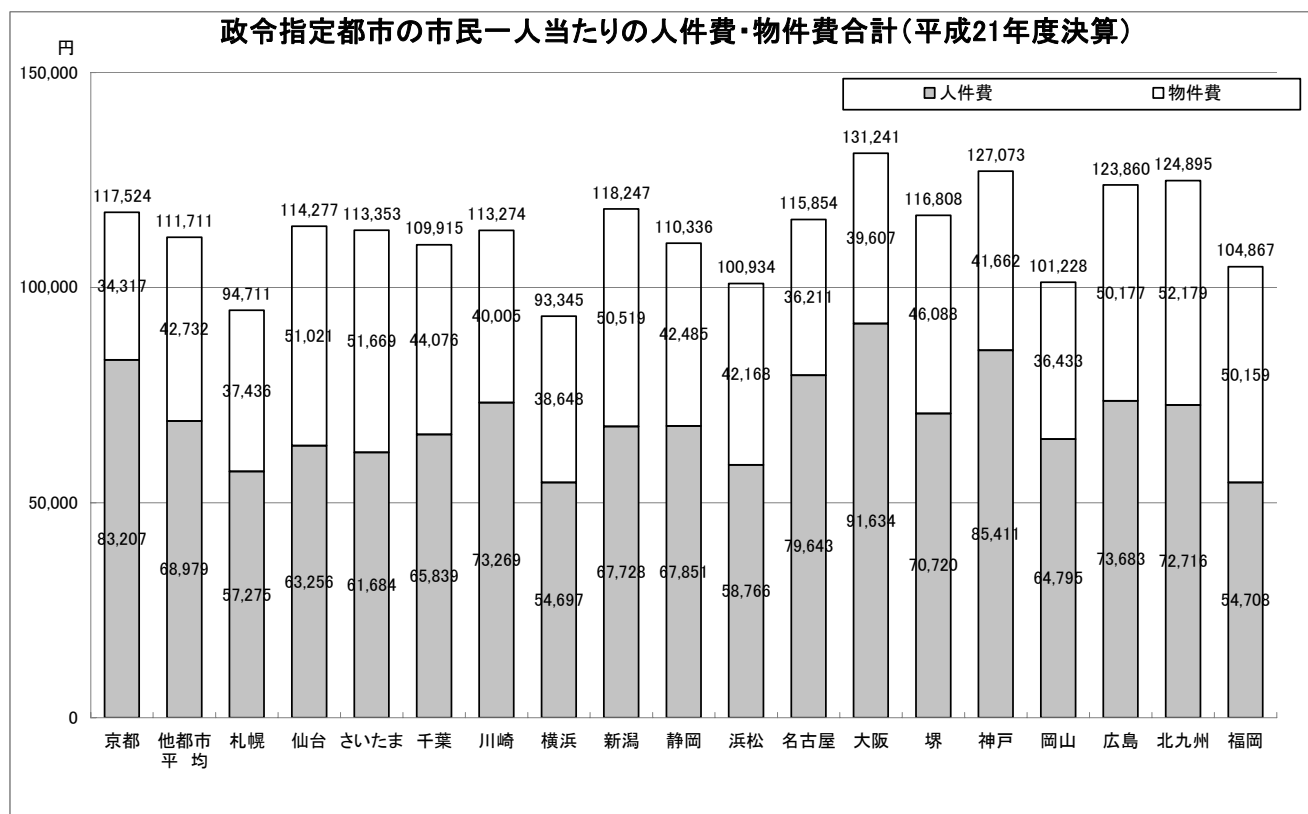
※他都市平均との差の主な要因

一般職員	- 区の数が他都市平均に比べ多いことから、区の職員数が多い。 - 生活保護率が高く、世帯数に応じた配置基準に基づきケースワーカーを配置していることから、他都市に比べ福祉事務所の職員が多い。
技能労務員	他都市よりもごみ収集業務の委託比率が低い。
教育公務員	- 芸術大学などの大学を有するとともに、高校の数が他都市よりも多い。 - 学校現場をサポートするため、他都市に比べ教育委員会事務局の職員が多い。
消防職員	区の数が他都市平均に比べ多く、また、管轄面積が広いことから、消防署及び出張所の数が多く、職員数が多い。



本市の人件費は、年度ごとの退職者数の違いにより一人当たり人件費は増減があるが、職員数削減や給与制度の見直しなどにより、人件費の削減に努めている。他都市平均が減少しているが、人件費総額の縮減と人口増加によるものと考えられる。
(12→21年度京都市人口増加率0.1%, 12→21年度他都市(11都市)平均人口増加率5.0%)

④



⑤

[給与単価について]

ラスパイレス指数，平均年齢，平均給与月額
(政令指定都市比較)

(単位:歳・円)

指定都市名	ラスパイ レス指数	全職種	
		平均年齢	平均給与月額
札幌市	101.0	43.8	436,668
仙台市	102.4	43.8	459,803
さいたま市	101.4	41.5	463,021
千葉市	103.0	43.0	475,927
横浜市	104.6	43.1	473,441
川崎市	103.2	42.5	461,723
新潟市	98.2	43.2	414,547
静岡市	103.0	42.2	477,392
浜松市	98.4	42.1	397,976
名古屋市	103.9	42.7	467,266
京都市	101.4	43.4	464,861
大阪市	98.4	42.3	440,189
堺市	98.0	44.0	458,588
神戸市	100.8	44.2	476,068
岡山市	101.7	42.1	430,770
広島市	101.7	43.6	465,362
北九州市	102.9	43.7	464,045
福岡市	102.3	43.3	465,703
政令市平均	101.4	43.0	455,186

※ 「平成21年地方公務員給与実態調査」より（報告数値の関係で団体が公表する数値と異なる場合がある。）

※ ラスパイレス指数とは，地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを，学歴別，経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので，国を100としたものである。

※ 平均給与月額とは，給料月額に給料の調整額，教職調整額を加えたもの及び月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものである。

⑥

「公民協働（PPP）推進の考え方」（平成16年9月策定）の概要

1 策定の趣旨

本市における公民協働（PPP）を推進していくための基本的な考え方等を示し、各局等が所管する事務事業について、最も適切な行政サービスの提供方法を選択するための検討、見直しを進める際に活用する。

2 検討の留意点

各局等が所管する事務事業について、民間活力の導入を検討する際には、特に次の点に留意することとする。

（1）市民の立場、目線からの検討

経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保、秘密の保持、受託能力等の多角的な観点からの検討を行うこと。

（2）本市が直接主体となる必要のある事務事業の視点からの検討

次の要件に該当する事務事業以外のものについては、原則としてすべて民間委託等の検討対象として、積極的に検討を行うこと。

① 法令の規定により本市が直接に実施しなければならないもの

② 許認可等の公権力の行使に当たるもの

③ 政策、施策の企画立案、調整、決定など本市自らが判断する必要があるもの

（3）政策自治体への質的転換を図る視点からの検討

政策自治体への質的転換を図る観点から、労力提供業務、施設管理運営業務、専門的技術の補助的業務及び内部管理業務のうち定型的なものについて、引き続き民間委託等を積極的に推進すること。

（4）他の自治体との比較による検討

本市以外の自治体における民間委託等の状況を継続的に調査し、本市における実施の可能性について検討すること。

3 検討の方法

次の手順で検討を行う。

1 「市民と行政の役割分担評価」の実施

事務事業評価制度における「市民と行政の役割分担評価」における「実施主体の妥当性評価」によって、民間委託等の方向性を評価

2 民間活力導入の可能性の点検

「2 検討の留意点」を踏まえ、具体的に検討

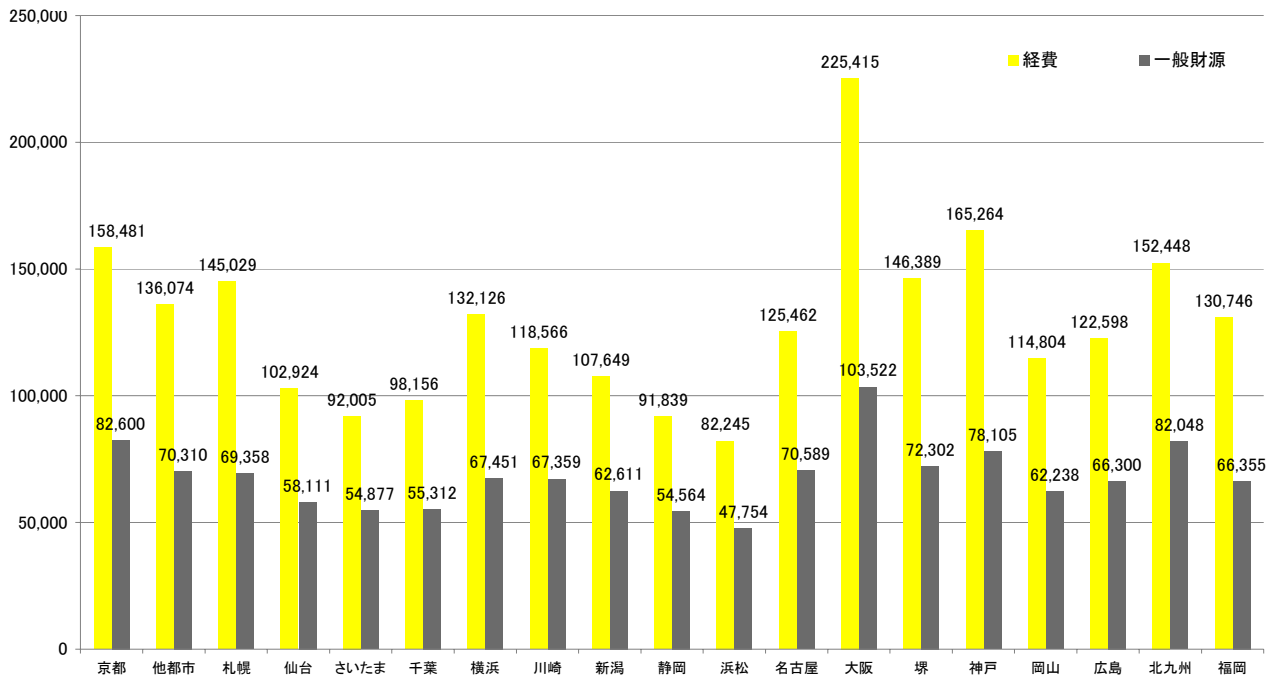
3 民間活力導入の手法の検討

民間活力の導入が可能であるとされたものについて、どのような手法が適切かを検討

(3) 社会福祉関係経費の現状を示す資料

①

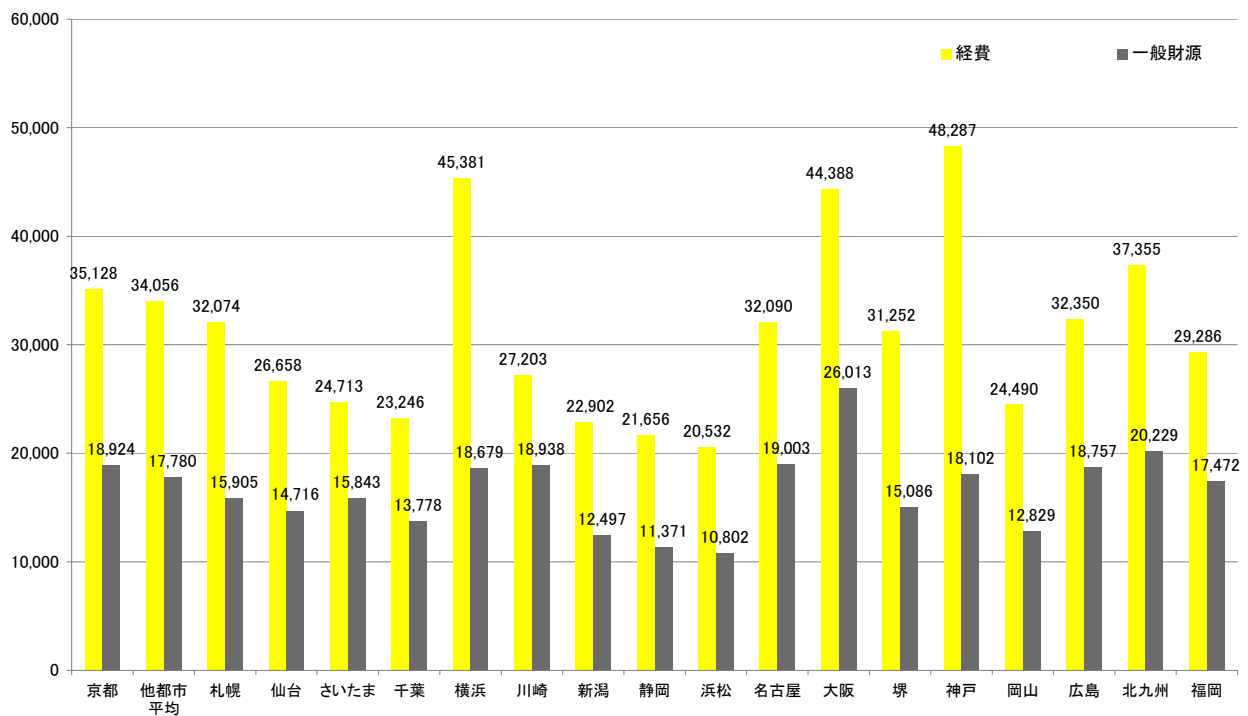
市民一人当たりの民生費(21年度決算)



市民一人当たりの民生費は、経費、一般財源共に、政令市で2番目に多い。

②

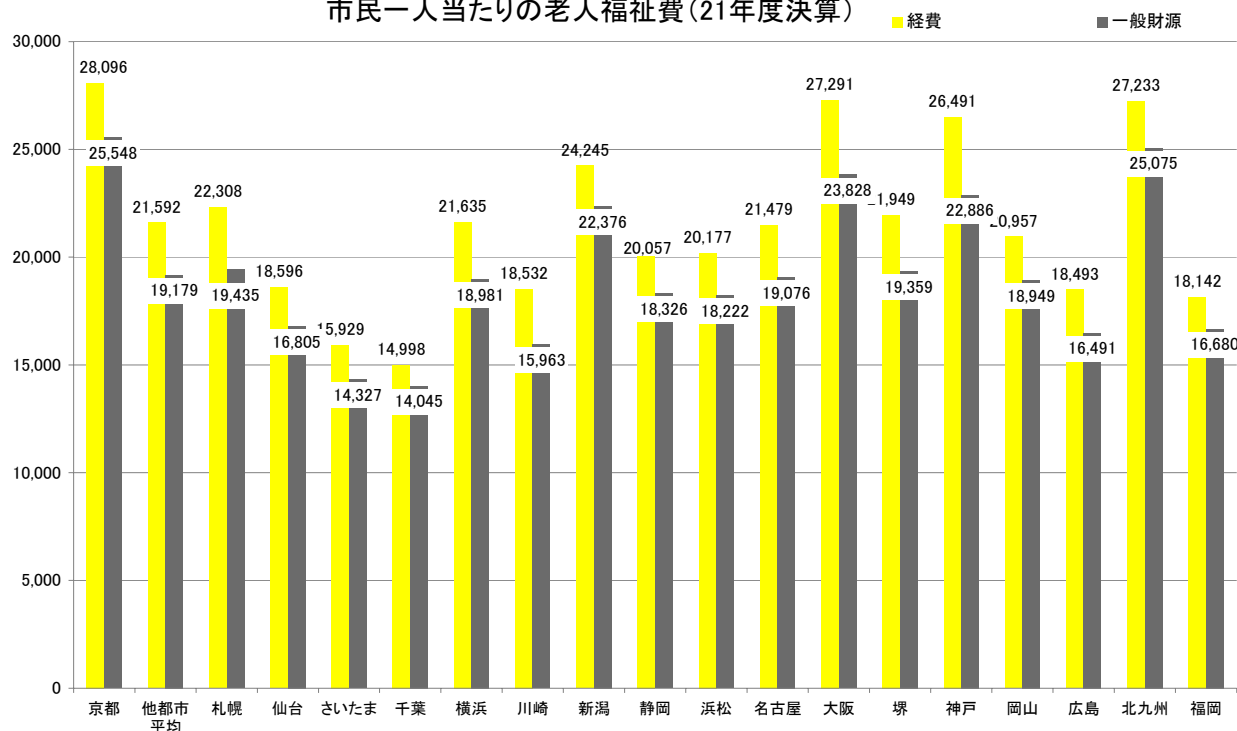
市民一人当たりの社会福祉費(障害福祉, 国保会計繰出金など)(21年度決算)



市民一人当たりの社会福祉費(障害者自立支援費, 国保会計繰出金など)の経費は高い方から5番目、一般財源は高い方から5番目となっている。

③

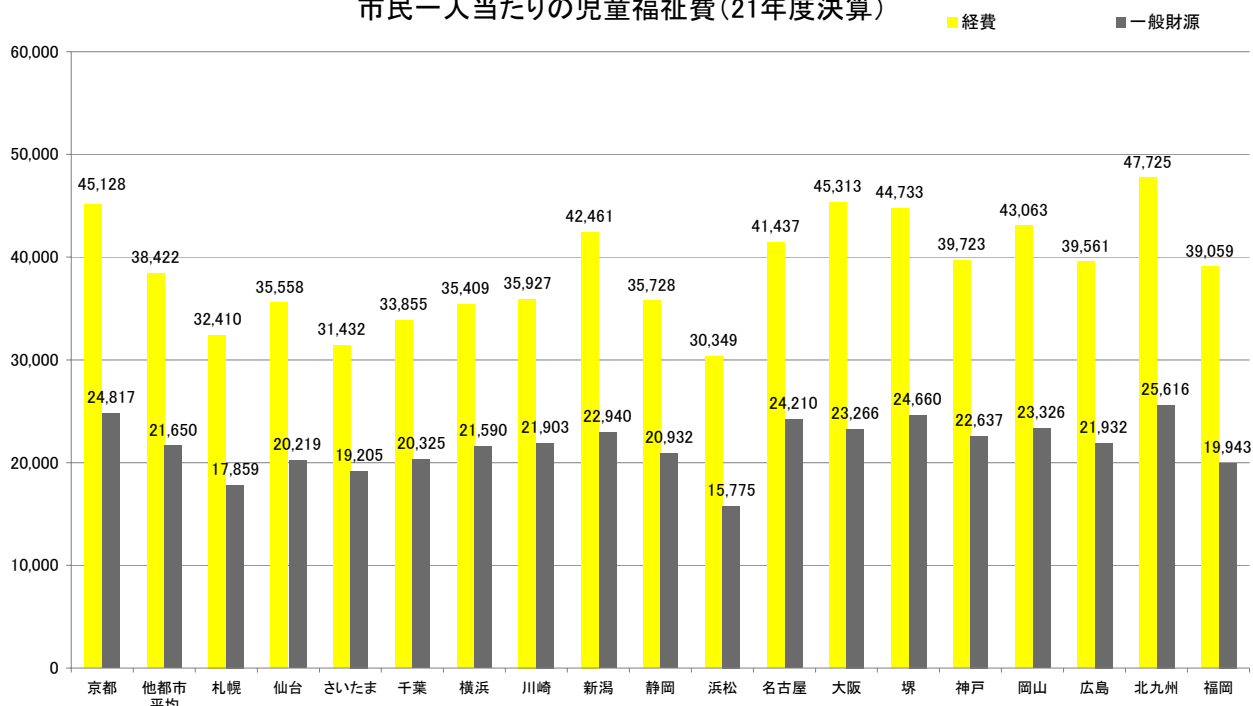
市民一人当たりの老人福祉費(21年度決算)



市民一人当たりの老人福祉費(介護保険事業特別会計繰出金, 後期高齢者医療繰出金など)は, 経費, 一般財源共に最も高い。

④

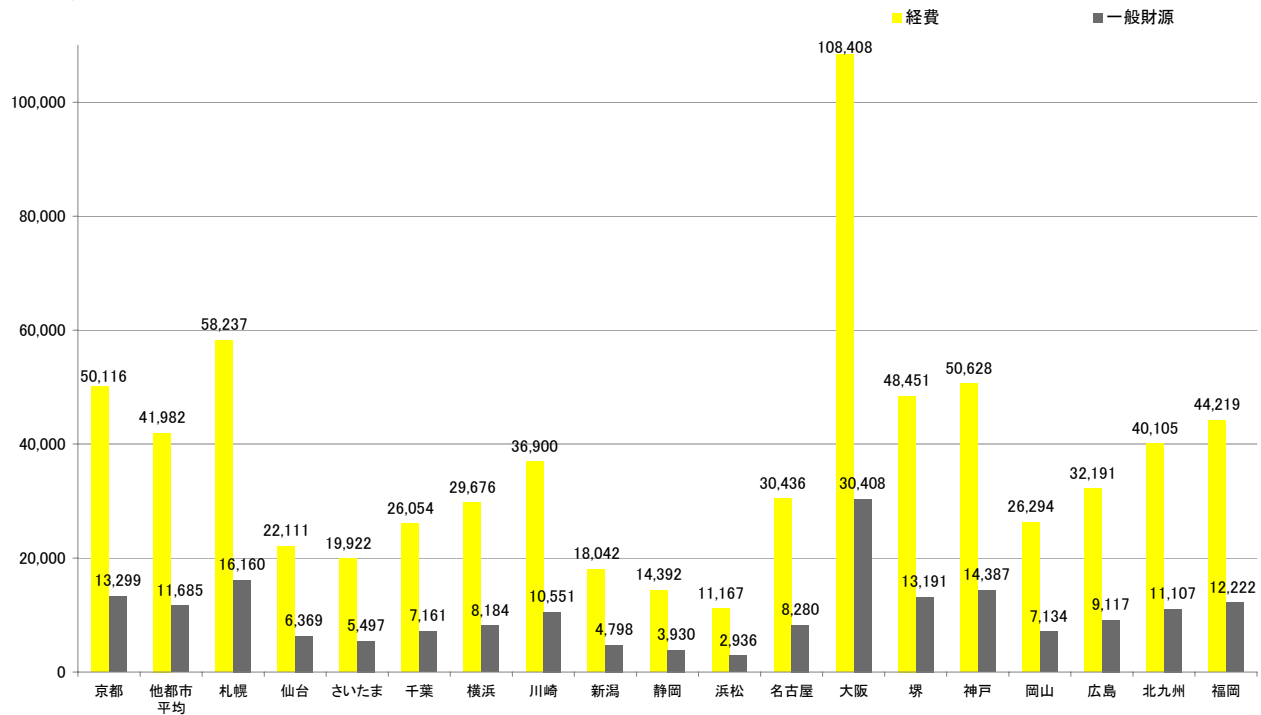
市民一人当たりの児童福祉費(21年度決算)



市民一人当たりの児童福祉費(保育所運営費, 児童手当など)の経費は高い方から3番目, 一般財源は高い方から2番目となっている。

⑤

市民一人あたりの生活保護費(21年度決算)



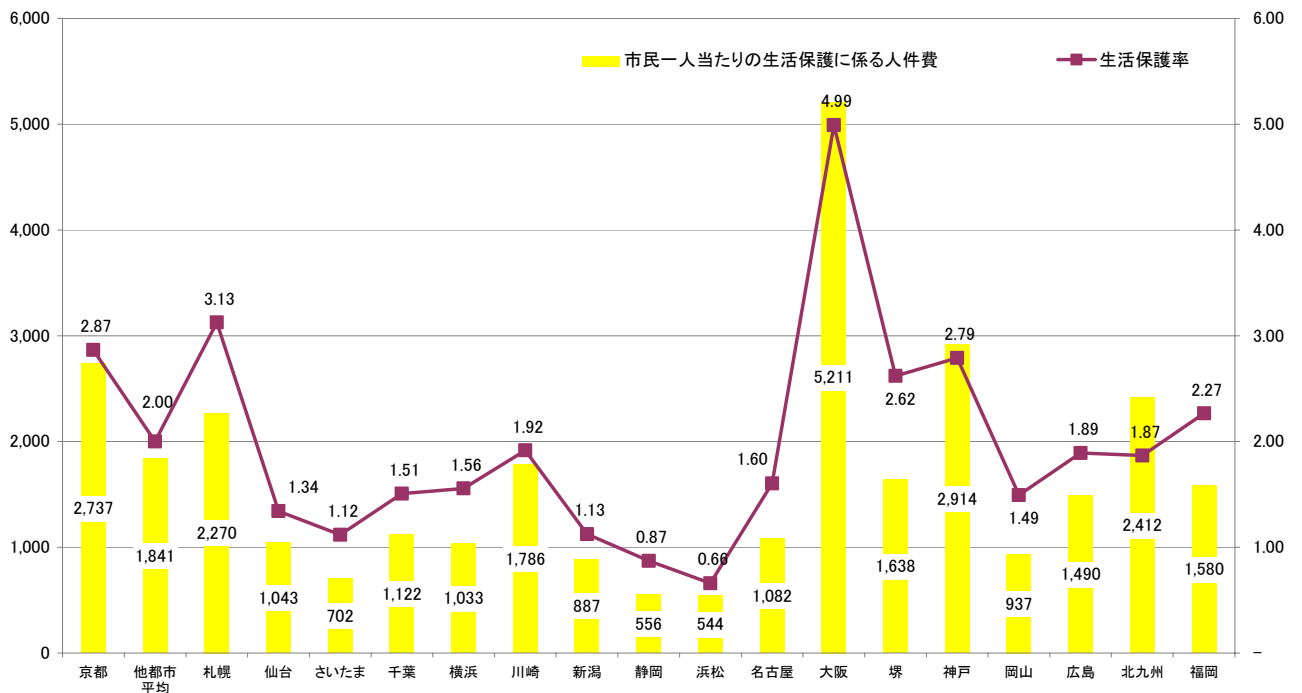
市民1人当たりの生活保護費の経費は、高い方から4番目、一般財源は高い方から4番目となっている。

⑥

円

政令市の生活保護率(21年度)と市民一人当たりの生活保護に係る人件費(21年度決算)

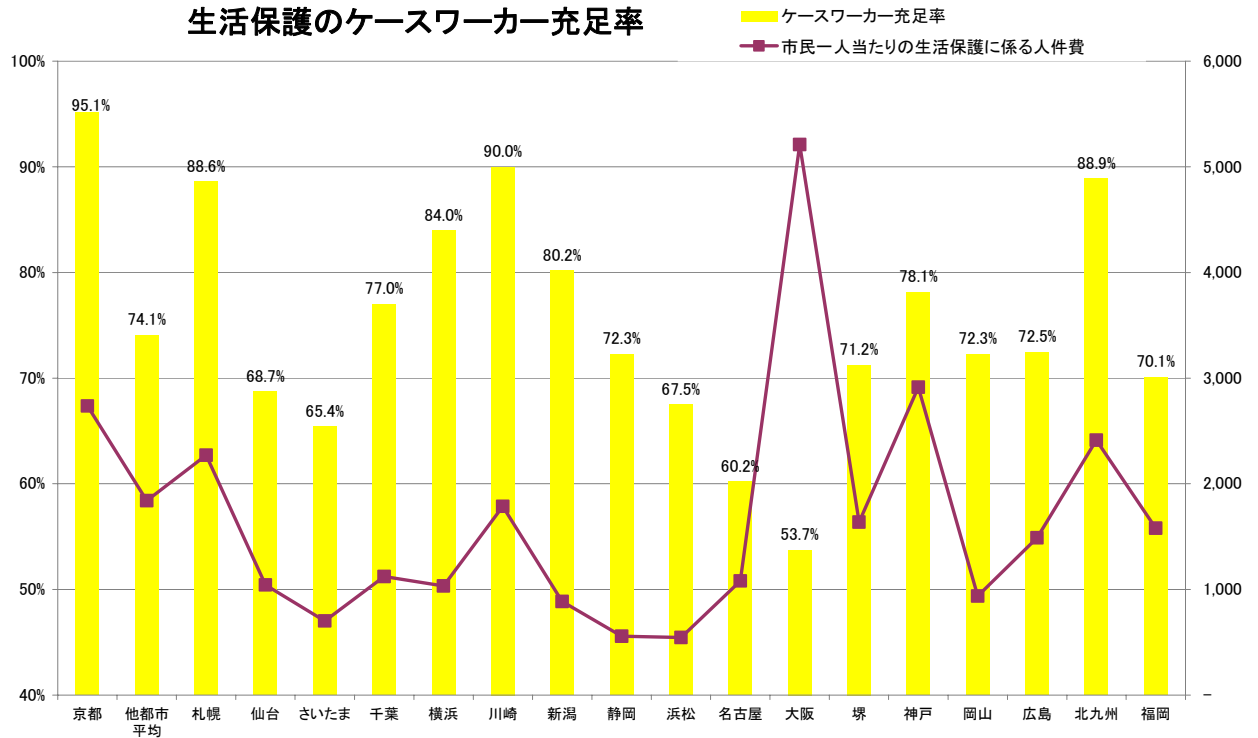
%



京都市は政令市中、生活保護率が3番目に高い。また生活保護に係る市民一人当たりの人件費は2番目に高い。

⑦

生活保護のケースワーカー充足率

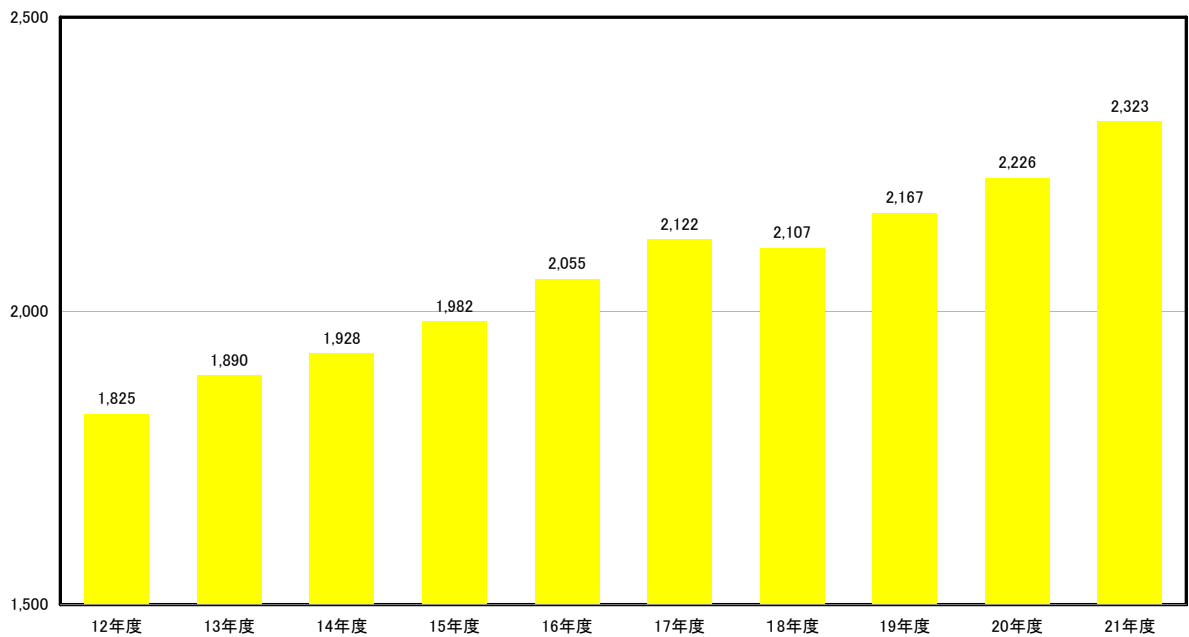


京都市のケースワーカー充足率は、指定都市で最も高い。

⑧

億円

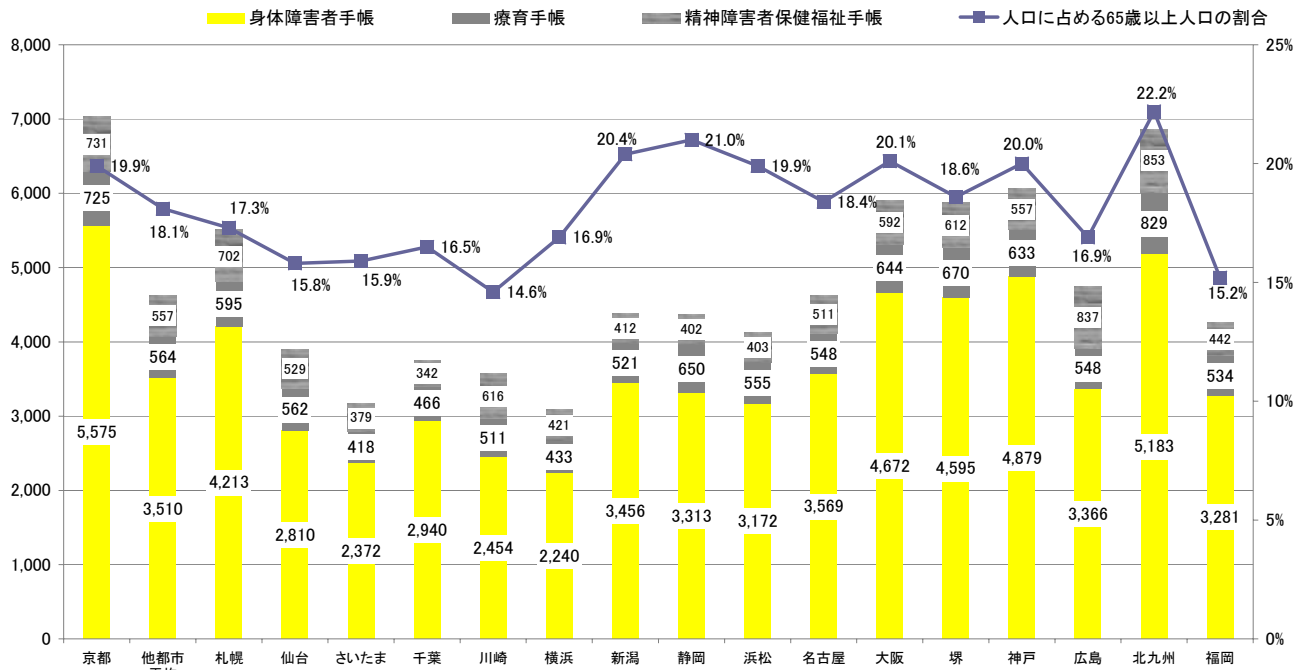
民生費決算額の推移(普通会計決算)



社会福祉に要する経費(民生費)は、年々増加しており、歳出総額の3分の1を占めている。

⑨

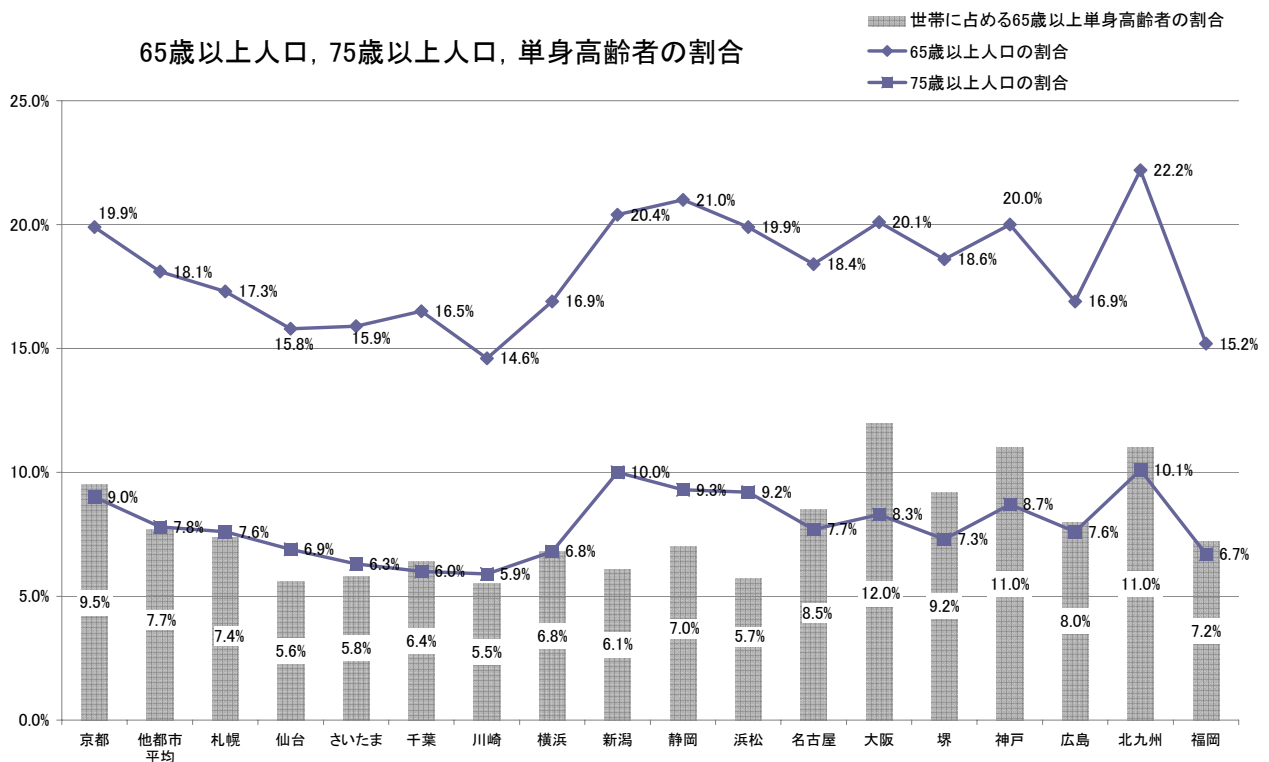
人口10万人当たりの身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳交付者数(20年度)



人口10万人当たりの手帳交付者数は、政令市で最も多い。

⑩

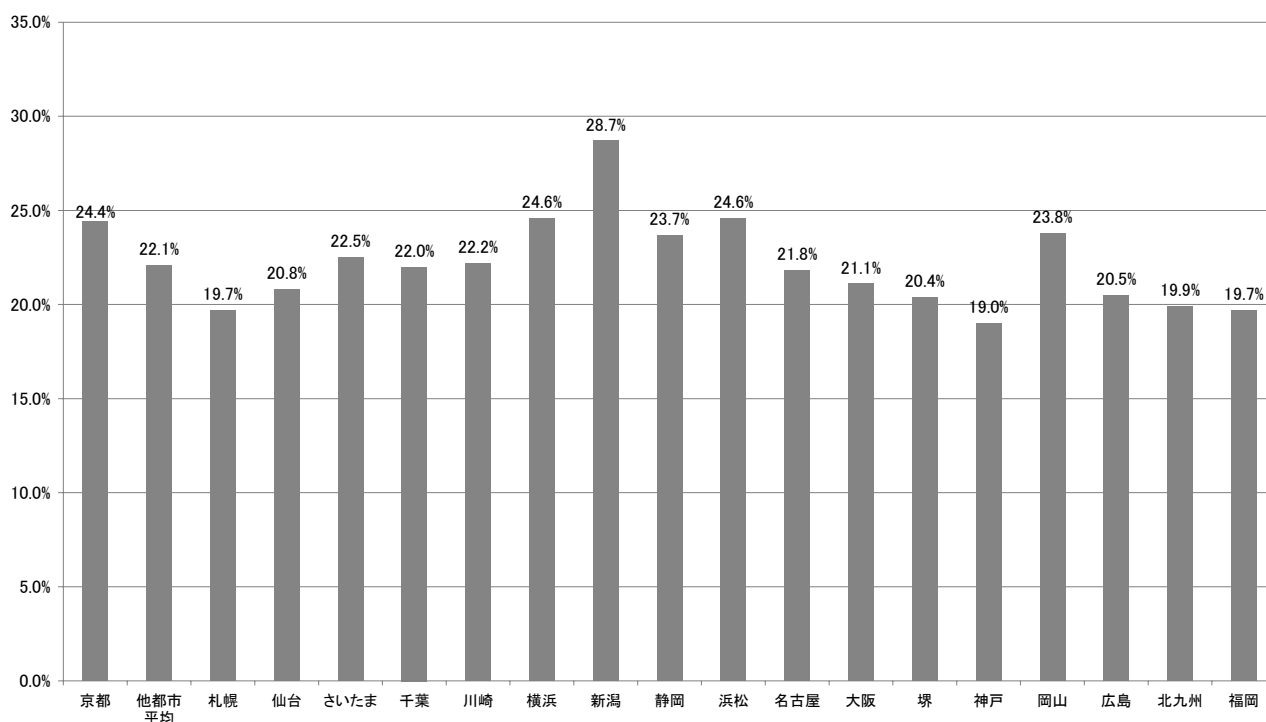
65歳以上人口, 75歳以上人口, 単身高齢者の割合



本市における65歳以上人口の割合は、政令市中高い方から6番目, 75歳以上人口の割合は、5番目, 単身高齢者世帯の割合は、4番目である。

⑪

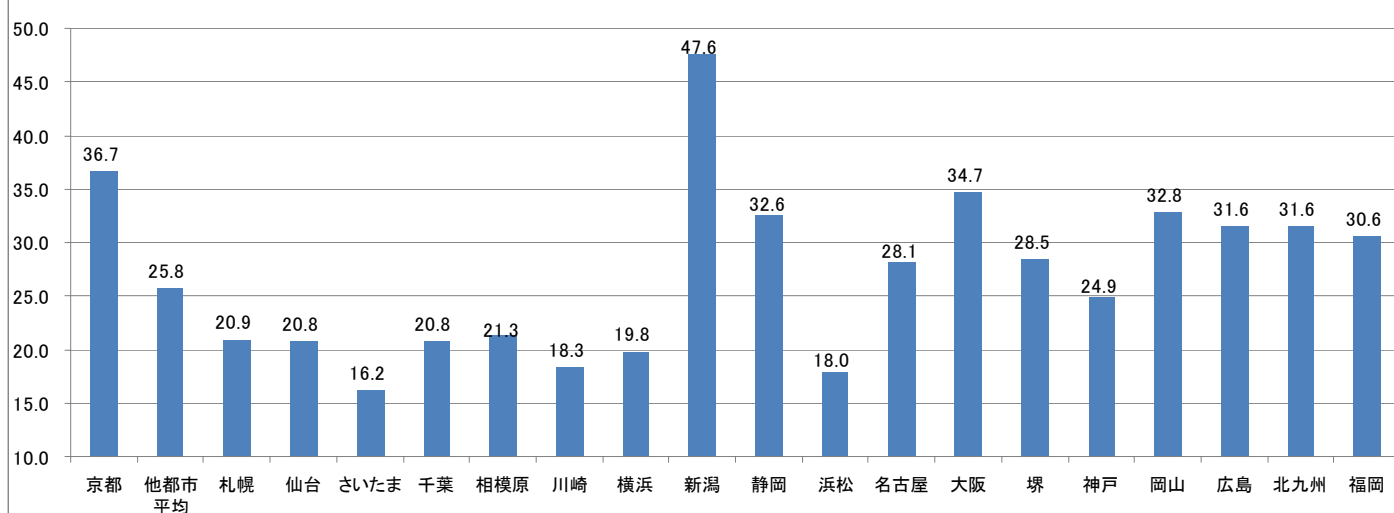
要支援・要介護認定者に占める要介護度4以上の認定者割合（平成20年度）



要支援・要介護認定者に占める要介護度4以上の認定者割合は、政令市中4番目に高い。

⑫

就学前児童数に対する保育所定員の割合（22年4月）

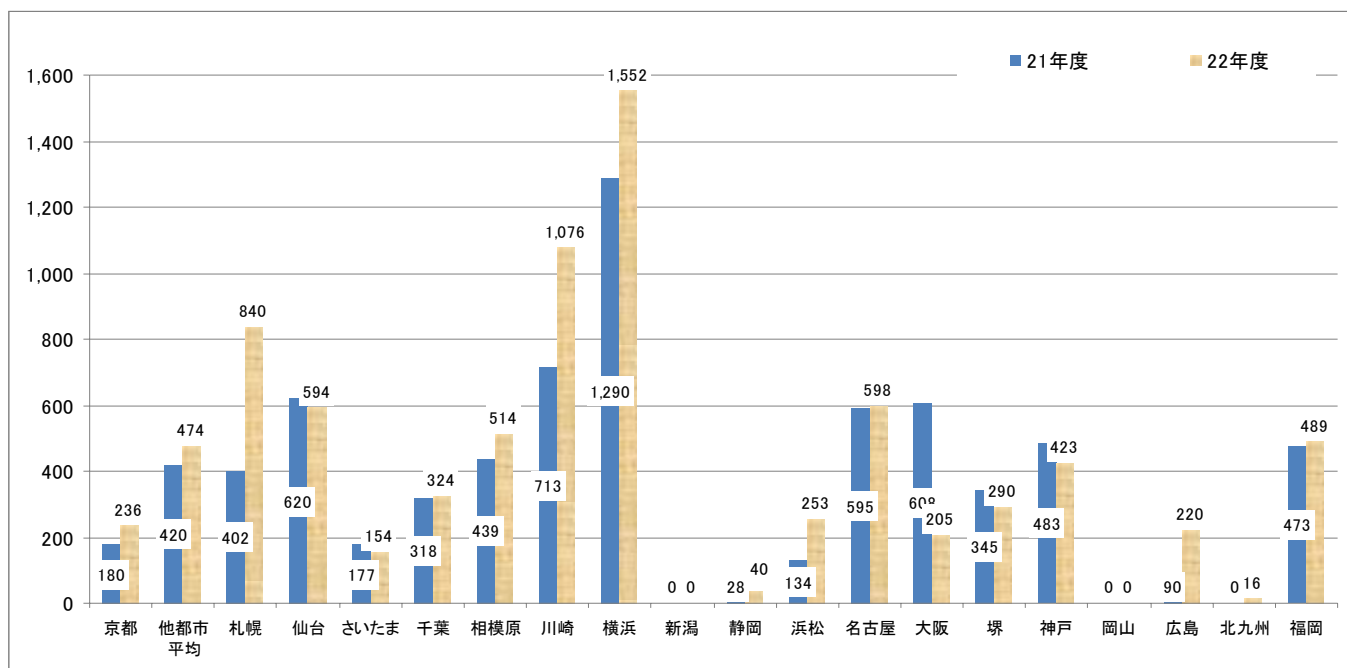


就学前児童数に対する本市の保育所定員数の割合は、政令市中、2番目に高い。

⑬

名

保育所待機児童数の状況(21・22年度)

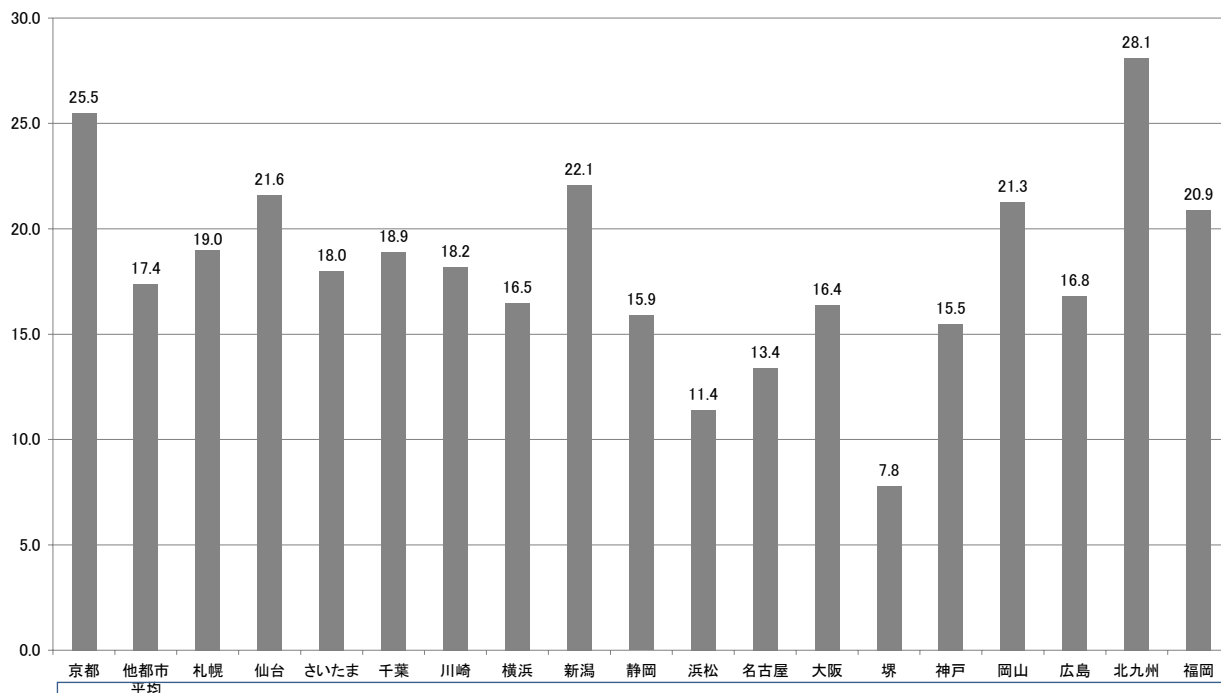


本市の保育所待機児童数は、指定都市中、8番目に少ない。(22年度)

⑭

箇所

就学前児童1万人当たりの延長保育実施箇所数(21年度)

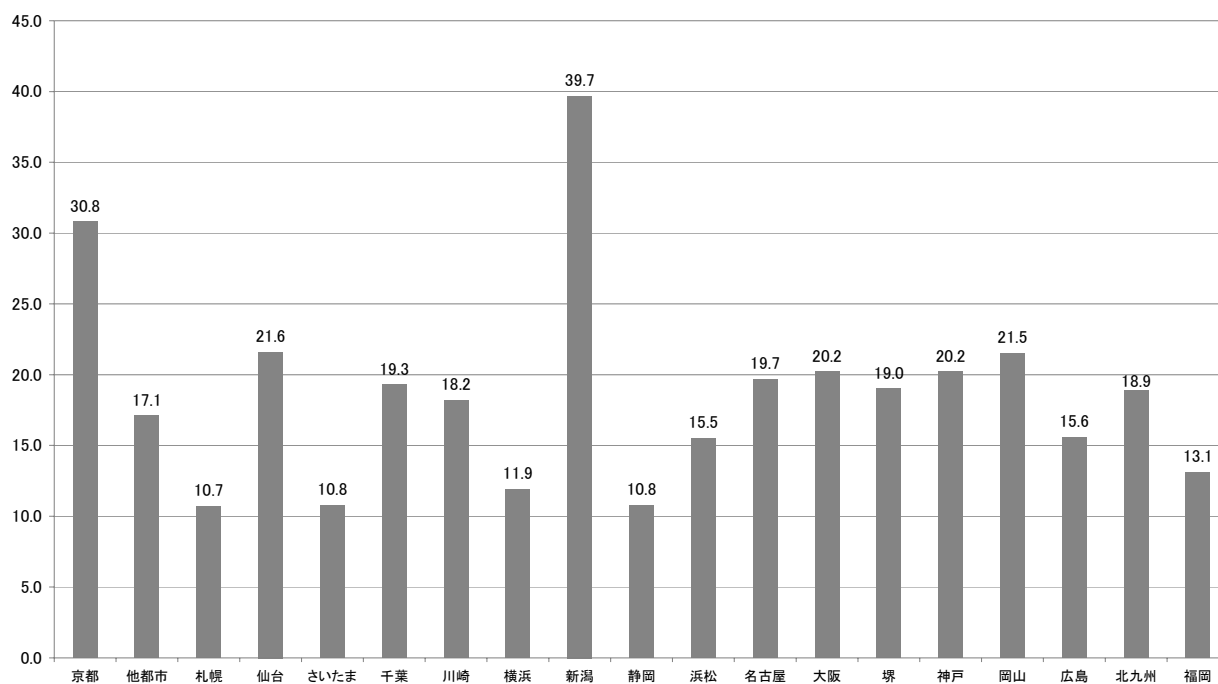


就学前児童1万人当たりの延長保育実施箇所数は、政令市中2番目に多い。

⑮

箇所

就学前児童1万人当たりの障害児保育実施箇所数(21年度)

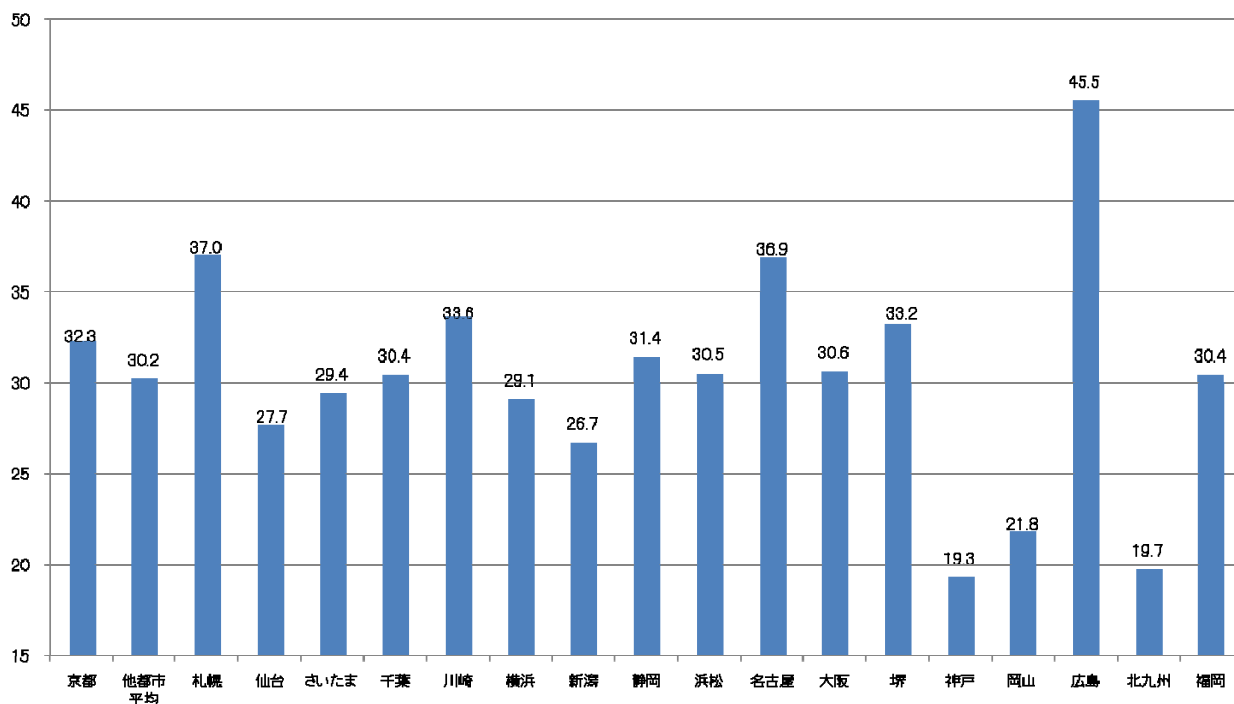


就学前児童1万人当たりの障害児保育実施箇所数は、政令市中2番目に多い。

⑯

%

保育料の国基準額に対する減免割合(21年度予算)



本市の国基準保育料に対する独自軽減の割合は、政令市中、6番目に高い。

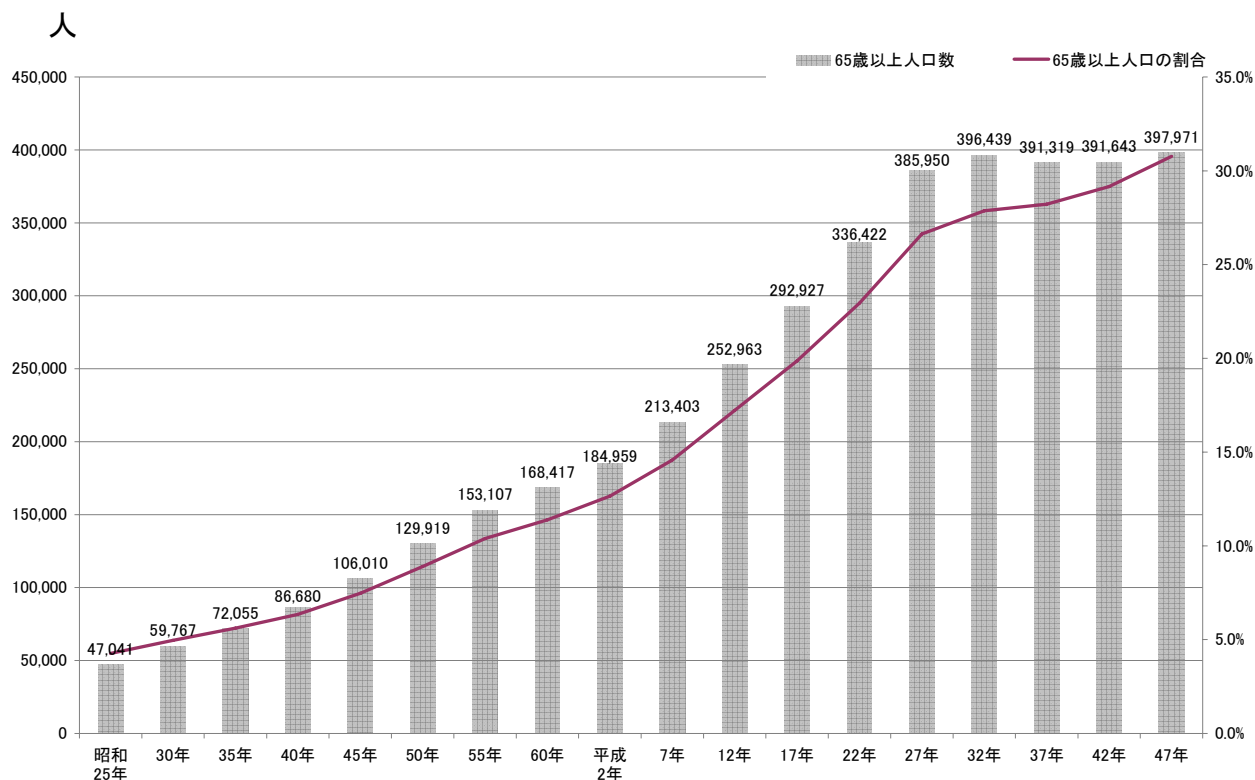
⑪

[国基準による利用者負担額を軽減している事業]

事業名	本市の全体事業費（22年度）A			国基準事業費B			A－B		
	経費	特定財源	一般財源	経費	特定財源	一般財源	経費	特定財源	一般財源
保育所運営費(公営・民営)	33,898,162	14,751,050	19,147,112	26,419,883	17,569,025	8,850,858	7,478,279	△2,817,975	10,296,254
(うち②超過負担)							(7,478,279)	(0)	(7,478,279)
(うち③利用料軽減)							(0)	(△2,817,975)	(2,817,975)
障害者自立支援費(扶助費)	23,989,559	国府 16,180,602	7,808,957	22,348,502	国府 15,898,438	6,450,064	1,641,057	282,164	1,358,893
(うち②超過負担)							(1,467,871)	(198,890)	(1,268,981)
(うち③利用料軽減)							(173,186)	(83,274)	(89,912)
国民健康保険事業特別会計繰出金	14,131,500	府 4,908,750	9,222,750	6,546,000	府 4,908,750	1,637,250	7,585,500	-	7,585,500
(うち③利用料軽減)							(7,585,500)	(0)	(7,585,500)
児童館運営費	2,479,365	国 293,618	2,185,747	880,854	国 293,618	587,236	1,598,511	-	1,598,511
(うち②超過負担)							(1,598,511)	(0)	(1,598,511)
学童保育所	156,254	国 13,082	143,172	39,246	国 13,082	26,164	117,008	-	117,008
(うち②超過負担)							(117,008)	(0)	(117,008)
児童入所施設運営費	2,281,500	1,093,967	1,187,533	2,157,039	1,101,428	1,055,611	124,461	△7,461	131,922
(うち②超過負担)							(124,461)	(5,202)	(119,259)
(うち③利用料軽減)							(0)	(△12,662)	(12,662)
小計	76,936,340	37,241,069	39,695,271	58,391,524	39,784,341	18,607,183	18,544,816	△2,543,272	21,088,088

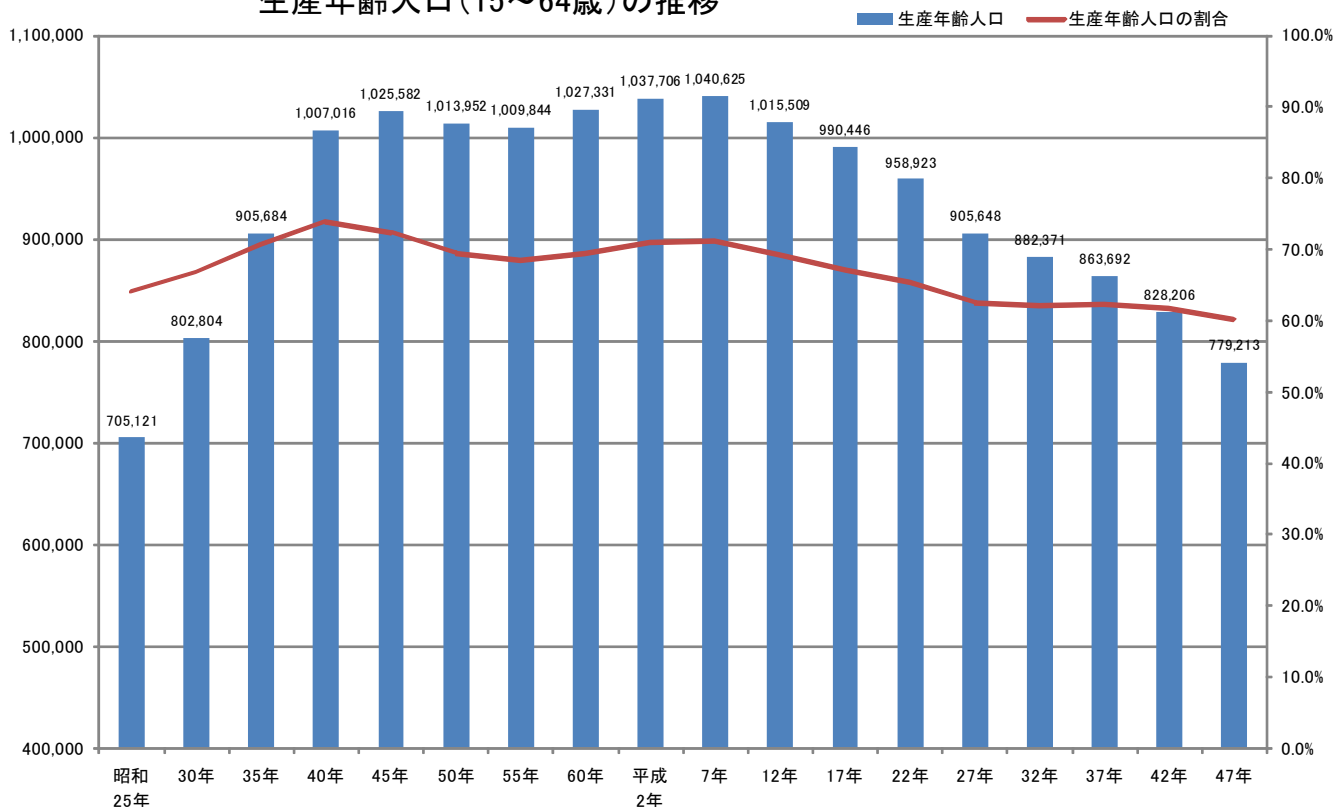
⑫

京都市の65歳以上人口の推移



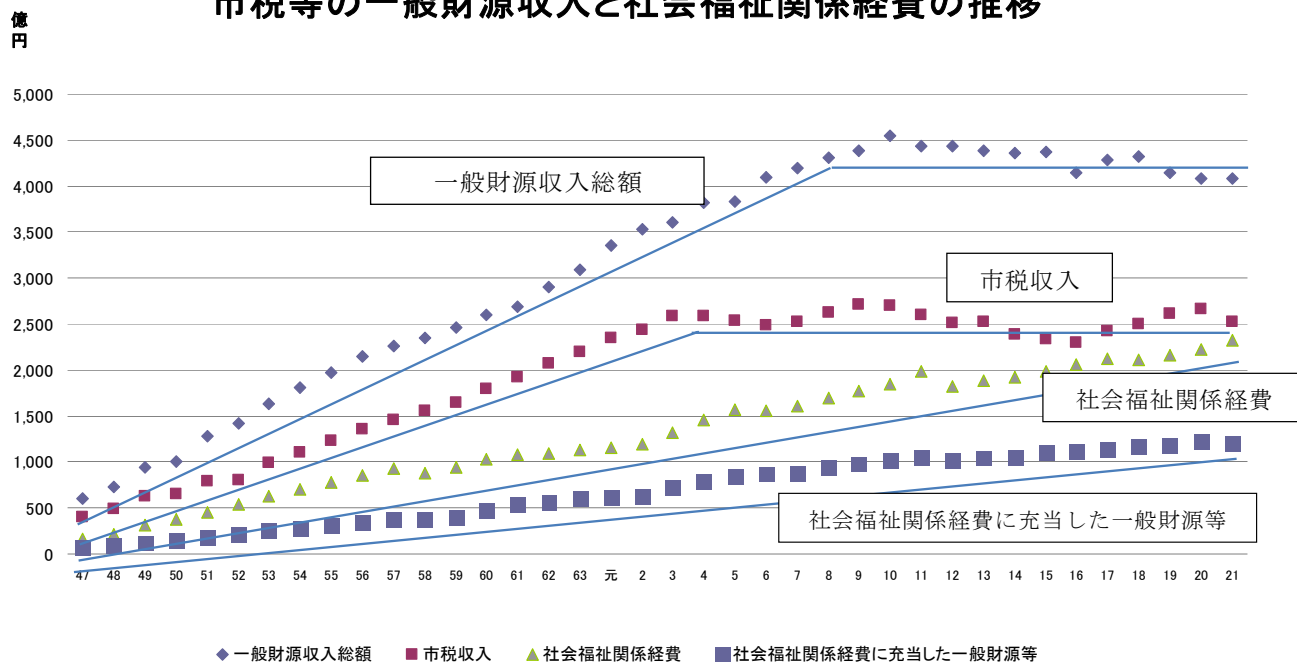
⑲

生産年齢人口(15～64歳)の推移



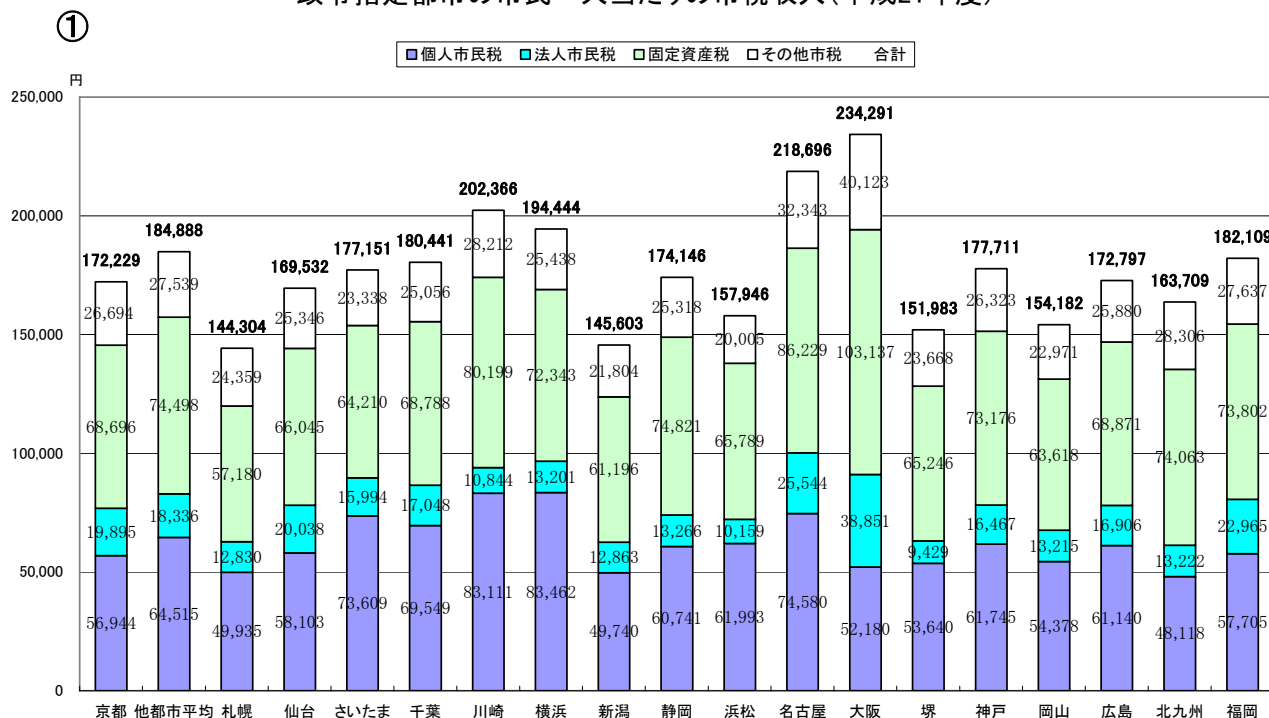
⑳

市税等の一般財源収入と社会福祉関係経費の推移



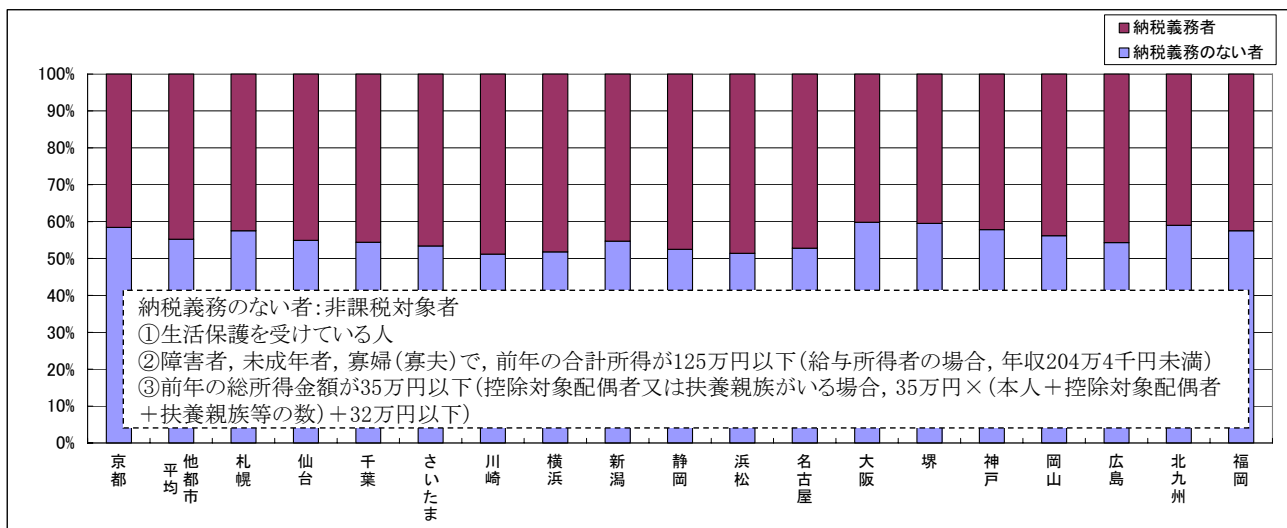
(4) 市税、受益者負担、資産の管理活用、国・府との財政面の関係の現状を示す資料

政令指定都市の市民一人当たりの市税収入(平成21年度)



京都市の市民一人当たり市税収入は、指定都市平均を下回っており、一番多い大阪市とは、市民一人当たりで約62,000円もの差がある。

② 人口に占める個人市民税(所得割)課税納税義務者数の割合(平成21年7月現在)



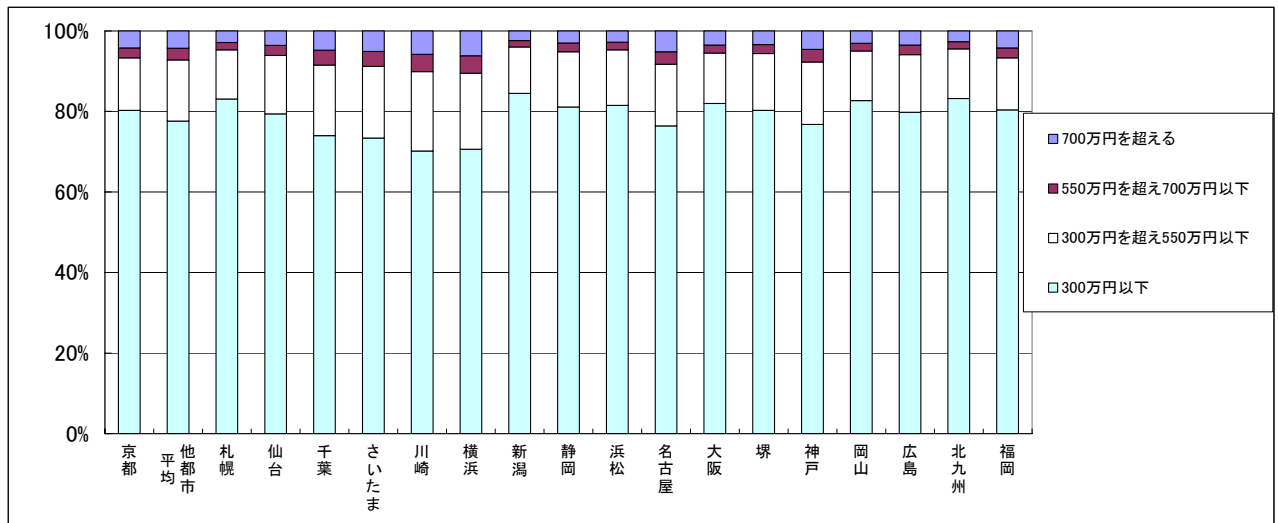
(単位: %)

	京都	他都市平均	札幌	仙台	千葉	さいたま	川崎	横浜	新潟	静岡	浜松	名古屋	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡
納税義務者	41.6	44.8	42.5	45.1	45.6	46.6	48.8	48.2	45.3	47.5	48.6	47.2	40.2	40.5	42.2	43.8	45.7	41.0	42.5
納税義務のない者	58.4	55.2	57.5	54.9	54.4	53.4	51.2	51.8	54.7	52.5	51.4	52.8	59.8	59.5	57.8	56.2	54.3	59.0	57.5

京都市の人口に占める個人市民税(所得割)納税義務者数の割合(41.6%)は、指定都市平均(44.8%)より低い。

③

個人市民税(所得割)課税標準階層別納税義務者数の割合(平成21年7月現在)



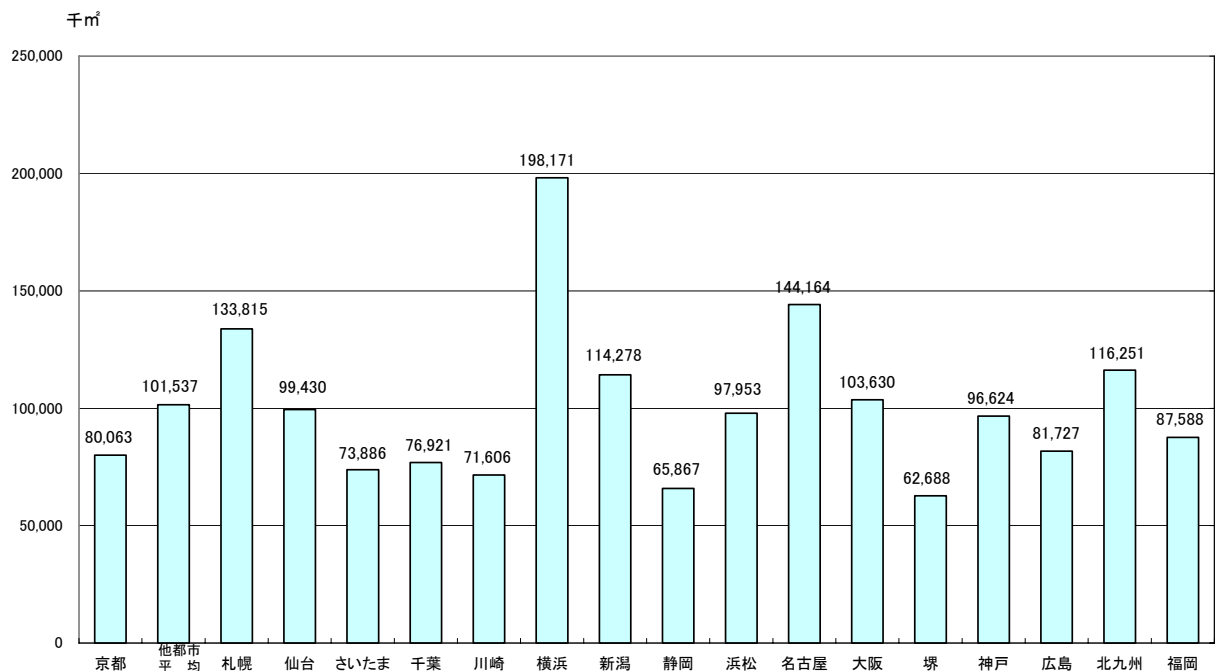
(単位：%)

	京都	他都市平均	札幌	仙台	千葉	さいたま	川崎	横浜	新潟	静岡	浜松	名古屋	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡
700万円を超える	4.2	4.3	2.9	3.6	4.8	5.1	5.8	6.2	2.4	3.0	2.8	5.2	3.5	3.4	4.6	3.1	3.5	2.7	4.2
550万円を超え700万円以下	2.5	2.9	1.8	2.5	3.7	3.7	4.3	4.3	1.6	2.2	1.9	3.1	2.0	2.2	3.1	1.9	2.4	1.8	2.5
300万円を超え550万円以下	13.0	15.2	12.2	14.5	17.5	17.8	19.7	18.9	11.5	13.7	13.8	15.3	12.5	14.1	15.5	12.3	14.3	12.3	12.9
300万円以下	80.3	77.6	83.1	79.4	74.0	73.4	70.2	70.6	84.5	81.1	81.5	76.4	82.0	80.3	76.8	82.7	79.8	83.2	80.4

京都市の個人市民税(所得割)納税義務者のうち、300万円以下の課税標準(課税所得)の占める割合(80.3%)は、指定都市平均(77.6%)よりも高い。

④

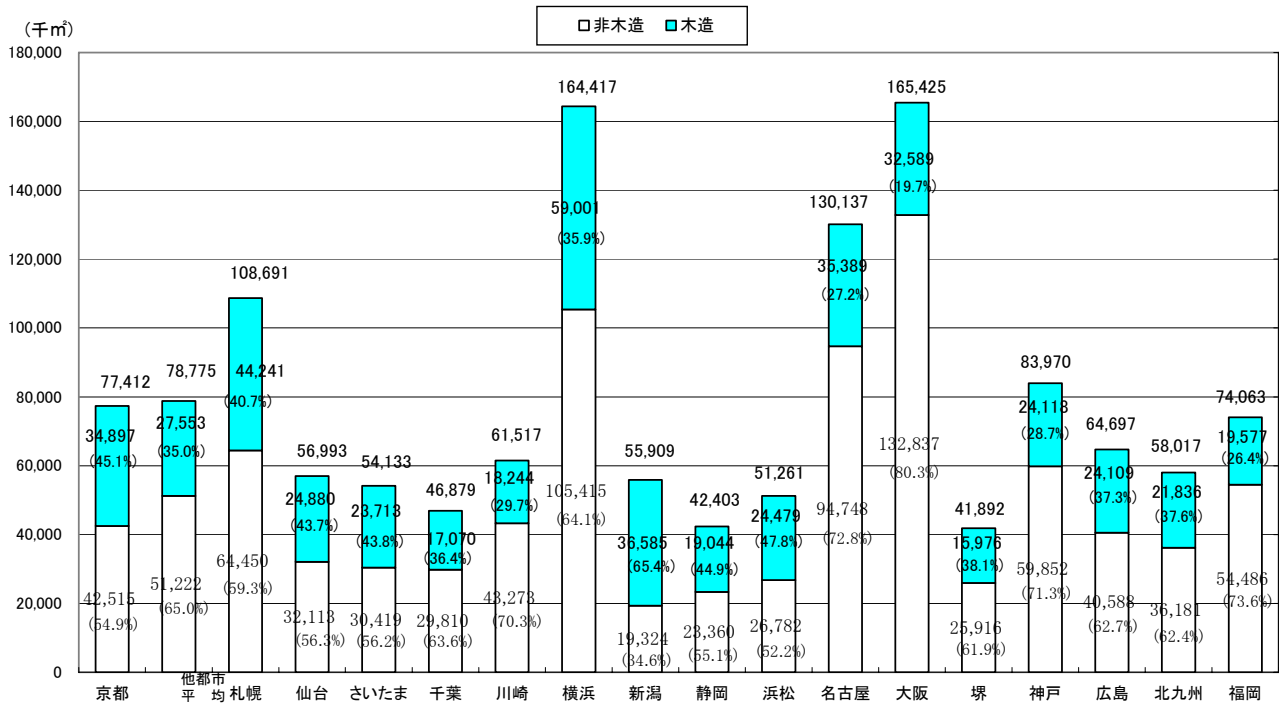
政令指定都市の宅地面積(平成20年度)



京都市の宅地面積(80千㎡)は、指定都市平均(102千㎡)を下回っている。

⑤

政令指定都市の家屋評価床面積(平成20年度)

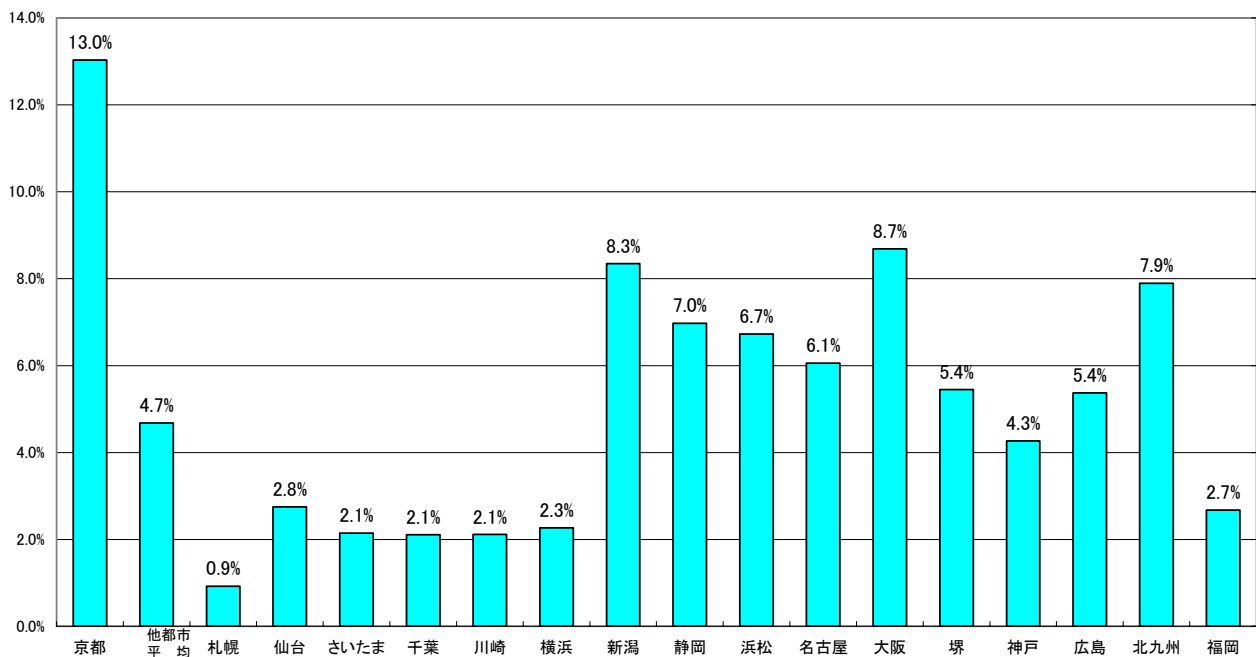


京都市の総家屋評価床面積(77千㎡)は、指定都市平均(79千㎡)を下回っているが、木造家屋評価床面積(35千㎡、構成比45.1%)は、指定都市平均(28千㎡、構成比35.0%)を上回っている。

⑥

建築年次の古い木造家屋※の占める割合

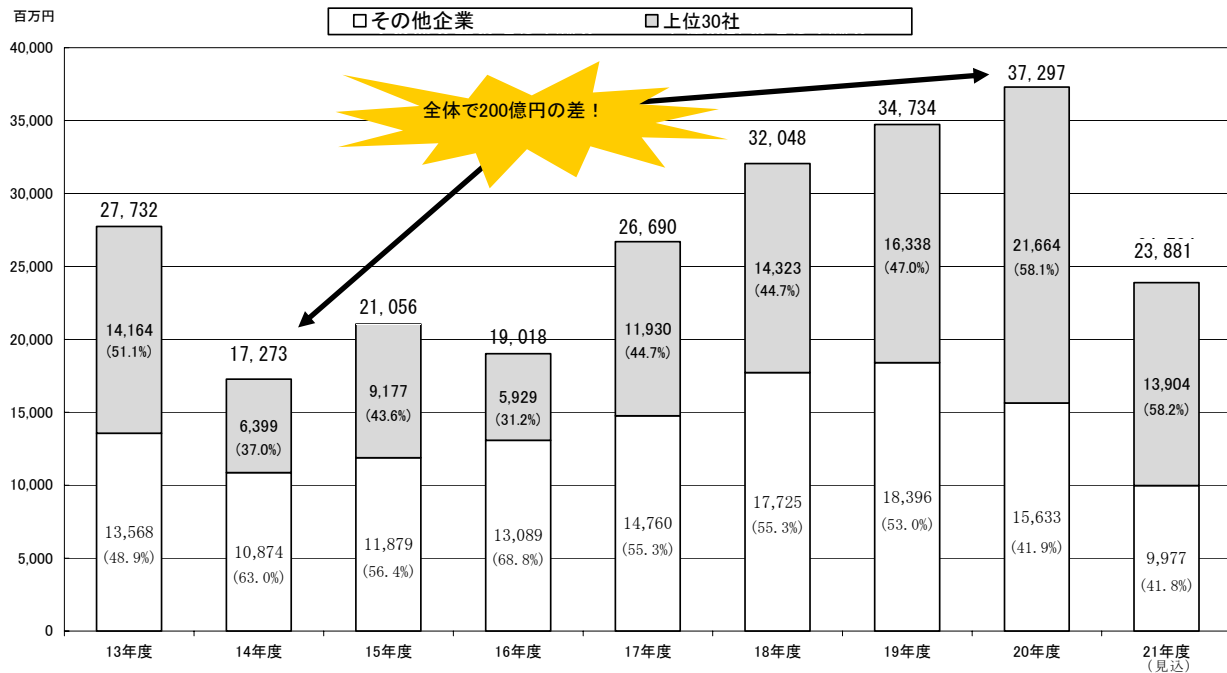
※全国的に評価基準が統一化された昭和38年1月1日以前の木造家屋を対象



京都市は建築年次の古い木造家屋が多く、昭和38年1月1日以前に建築された木造家屋の床面積の割合(13.0%)は指定都市中で最も高い(指定都市平均4.7%)。

⑦

法人市民税 上位30社・その他企業別の推移（法人税割現年度調定額）



本市においては、上位法人30社の全体に占める割合が高いことから、税収自体が大企業の業績に左右され、安定しない傾向にある（平成14年度と20年度を比較すると約200億円の差！）。

⑧

【全国の市町村における超過課税の実施状況（平成22年4月現在）】

税 目		実施団体数
市町村民税	個人均等割	3（横浜、宮崎、夕張）
	個人所得割	2（夕張、豊岡）
	法人均等割	411
	法人税割	1,024
固定資産税		164
軽自動車税		34

（注）なお、県レベルにおいては、30県が森林整備等を目的とした県民税均等割の超過課税を実施

【本市における超過課税（現行）の概要】

税 目	法人市民税（法人税割）
税 率	14.5%（超過税率2.2%）
対 象	資本金等の額が3億円超又は法人税額が1,600万円超の法人
期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※ 昭和51年の導入以降、5年ごとに適用期限を延長
増収額	18年度：48億円 19年度：50億円 20年度：54億円 21年度：35億円（見込）

⑨

【全国の市町村における新税の導入状況(平成22年3月現在)】

税 目		課税団体	⑩決算額
法定外普通税 (7団体)	砂利採取税等	城陽市(京都), 中井町(神奈川), 山北町(神奈川)	30百万円
	別荘等所有税	熱海市(静岡)	6億円
	歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡)	70百万円
	使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島)	3億円
	狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京)	4億円
法定外目的税 (5団体)	遊漁税	富士河口湖町(山梨)	10百万円
	環境未来税	北九州市(福岡)	12億円
	使用済核燃料税	柏崎市(新潟)	6億円
	環境協力税	伊是名村(沖縄), 伊平屋村(沖縄)	6百万円

⑩

本市における軽減措置の状況(平成21年度)

税 目	件 数	軽減税額	主な軽減措置の対象
個 人 市 民 税	84,292	606,192千円	失業者, 被災者等のほか, 【別表】のとおり
固 定 資 産 税	55,566	533,639千円	公共用の集会所, 児童公園, 公衆浴場 生活扶助を受けた者, 被災者等
都 市 計 画 税	53,358	103,323千円	
事 業 所 税	205	123,002千円	国際会議場, 倉庫業法に規定する倉庫等
軽 自 動 車 税	7,597	40,362千円	障害者が所有又は使用するもの 学校・社会福祉施設で使用するもの等
合 計	201,018	1,406,518千円	

(注) 上記軽減措置は, 法律による非課税等とは別に, 担税力や公益上の観点から講じているもの

⑪

個人市民税の軽減措置について

1, 2については、指定都市では京都市のみが実施しているもの、3については本市を含め5都市において実施しているものである。

1 所得割の納税義務がない者を対象とした均等割税額の全部減免

低所得者の税負担の軽減を図るため、昭和26年に創設したもの

- 均等割・・・所得にかかわらず住民に広く負担を求めるもので、年額3,000円
- 所得割・・・所得に応じて負担を求めるもので、税率6%で計算

(適用例)

事例	地方税法の取扱い		本市の取扱い
65歳以上・年金のみ・配偶者有	年金収入211万円以下の場合、均等割が非課税	⇒	年金収入211万円超222万円以下(注1参照)の所得割が非課税となる者については、均等割を 全部減免
若年・給与のみ・単身	給与収入100万円以下の場合、均等割及び所得割が非課税	⇒	同左
若年・給与のみ・配偶者有	給与収入156万円以下の場合、均等割が非課税	⇒	給与収入156万円超170万円以下(注1参照)の所得割が非課税となる者については、均等割を 全部減免

(注1) 上記の収入金額を上回る場合であっても、税額の算出過程において各種の所得控除が行われるため、結果として所得割の納税義務が発生せず、減免が適用される場合がある。

2 65歳以上の者に対する減免(総所得金額等135万円以下の者を対象とした税額の5/10減免)

通常、高齢者は、他の一般の納税義務者に比較して、所得の稼得や担税力の面から不利であると考えられるため、昭和26年に創設したもの

(適用例)

事例	地方税法の取扱い		本市の取扱い
65歳以上・年金のみ・単身	・ 年金収入155万円以下の場合、均等割及び所得割が非課税 ※ 65歳以上の者に対する非課税措置等の廃止前(平成17年度)は、年金収入266万円以下の場合に均等割及び所得割が非課税	⇒	年金収入155万円超255万円以下の場合に 本減免が適用

(注2) 年金収入211万円超222万円以下の場合、所得割が非課税となる結果、上記1の所得割失格者減免が適用される。

3 少額所得者減免(総所得金額等 40 万円以下の者を対象とした均等割額の 5/10, 所得割額の 3/10 減免)

低所得者の税負担の軽減を図るため、昭和 26 年に創設したもの

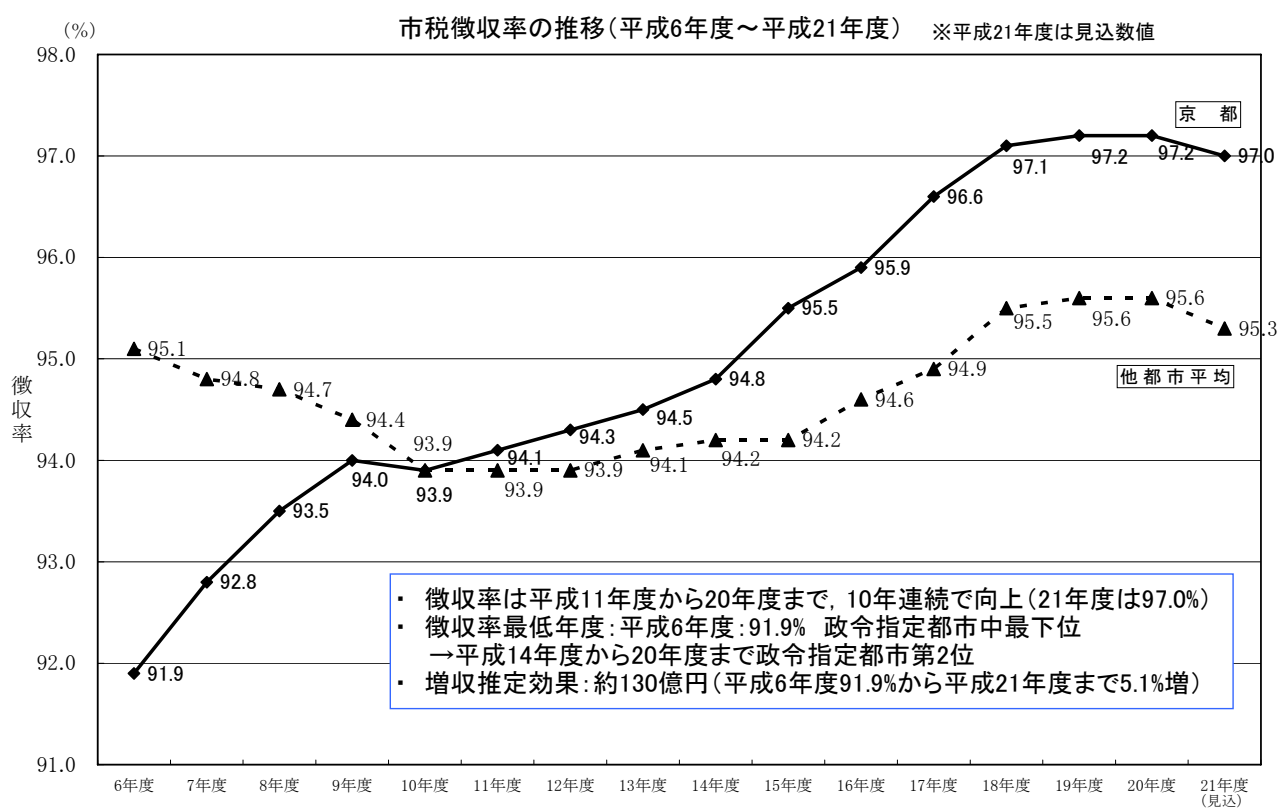
(適用例)

事例	地方税法の取扱い	⇒	本市の取扱い
給与のみ・単身 (注 3 参照)	給与収入 100 万円以下の場合、 均等割及び所得割が非課税		給与収入 100 万円超 105 万円以下 の場合(注 4 参照)に本減免が適用

(注 3) 単身とは、控除対象配偶者や扶養親族を有しない者をいう。

(注 4) 少額所得者減免が適用されるのは、単身で所得金額が当該水準にある者のみ(控除対象配偶者や扶養親族を有する場合は、地方税法上の非課税に該当することとなり、本減免の適用対象とならない。)

⑫



⑬

各施設における受益者負担割合（平成20年度決算）

（単位：千円）

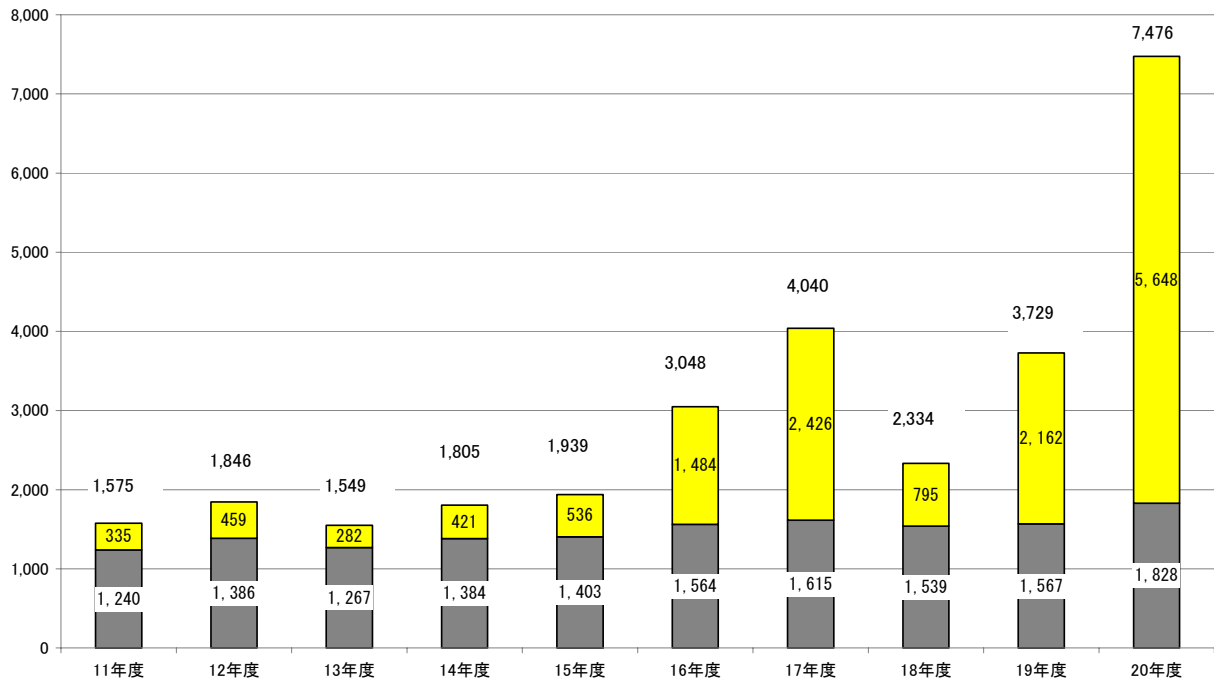
	施 設	所管局	管理運営費 等の費用 (A)	使用料収入 (B)	受益者負 担割合 (B/A)	17年度統一的 考え方におけ る「当面目標 とする受益者 負担割合」
①自動車駐車場						
1	市営駐車場	建設局	235,747	823,684	349.4%	100%
②健康増進施設						
2	健康増進センター（ヘルスピア21）	保健福祉局	387,163	112,402	29.0%	90%
3	ラクト健康・文化館	建設局	251,262	148,024	58.9%	90%
③自転車駐車場						
4	自転車等駐車場	建設局	702,660	479,184	68.2%	80%
④ホール・会館						
5	京都コンサートホール	文化市民局	877,343	181,213	20.7%	45%
6	京都会館	文化市民局	312,105	176,770	56.6%	45%
7	円山公園音楽堂	文化市民局	5,014	2,498	49.8%	45%
8	勸業館（みやこめっせ）	産業観光局	875,270	458,554	52.4%	45%
9	文化会館	文化市民局	702,067	151,822	21.6%	30%
10	醍醐交流会館	都市計画局	123,075	14,834	12.1%	30%
11	久我の杜生涯学習プラザ	都市計画局	9,463	4,361	46.1%	30%
12	洛西ふれあいの里保養研修センター	保健福祉局	225,527	38,907	17.3%	30%
⑤体育施設						
13	体育館及び市民スポーツ会館	文化市民局	153,847	32,170	20.9%	35%
14	西京極総合運動公園（陸上競技場、野球場等）	文化市民局	187,527	121,491	64.8%	35%
15	武道センター	文化市民局	68,303	34,595	50.6%	35%
16	横大路運動公園	文化市民局	102,099	21,289	20.9%	35%
17	宝が池公園球技場等	文化市民局	40,303	15,243	37.8%	30%
18	有料運動公園	文化市民局	305,810	244,049	79.8%	30%
19	地域体育館	文化市民局	245,793	51,712	21.0%	30%
⑥ミュージアム						
20	美術館	文化市民局	336,922	45,597	13.5%	20%
21	動物園	文化市民局	580,959	146,444	25.2%	20%
22	青少年科学センター	教育委員会	458,055	32,018	7.0%	5%
23	学校歴史博物館	教育委員会	100,884	3,244	3.2%	5%
⑦活動交流施設						
24	大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）	総合企画局	267,456	76,877	28.7%	20%
25	国際交流会館	総合企画局	291,644	45,207	15.5%	20%
26	男女共同参画センターウイングス京都	文化市民局	289,829	55,881	19.3%	20%
27	老人保養センター	保健福祉局	24,432	6,937	28.4%	20%
28	生涯学習総合センター（京都アスニー）	教育委員会	333,408	26,883	8.1%	10%
29	生涯学習総合センター山科（アスニー山科）	教育委員会	137,371	19,051	13.9%	10%
30	久世ふれあいセンター	文化市民局	35,907	1,069	3.0%	5%
31	青少年活動センター	文化市民局	355,537	4,090	1.2%	5%
32	百井青少年村	文化市民局	15,629	1,505	9.6%	5%
33	森林文化交流センター（森愛館）	産業観光局	11,423	394	3.4%	5%
34	野外活動施設花背山の家	教育委員会	314,779	15,791	5.0%	5%
⑧その他施設						
35	創業支援工場（V I F）	産業観光局	11,998	13,975	116.5%	100%

⑭

本市における財産収入の普通会計決算額推移

百万円

■ 財産売払収入
(不動産の売却収入など)
■ 財産運用収入
(土地建物の賃付収入、株式配当金など)



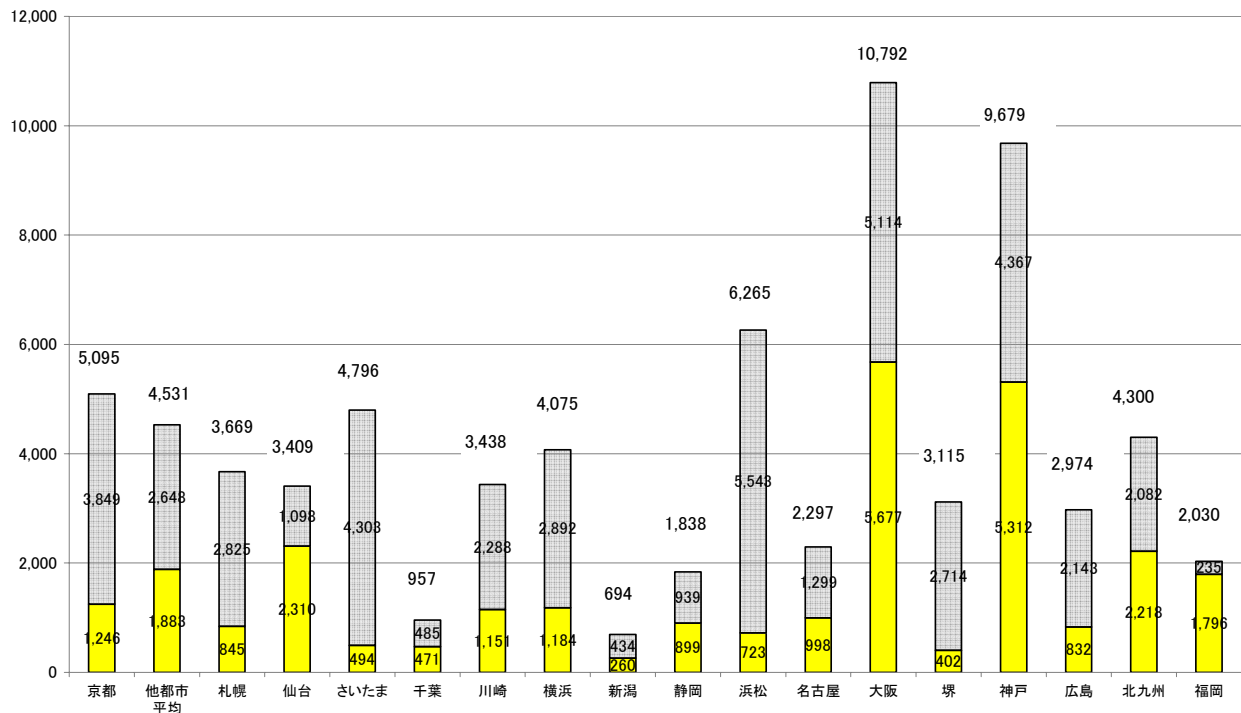
本市の財産収入は16年度以降、増加傾向にある。

⑮

市民一人当たりの財産収入の他都市比較(20年度決算)

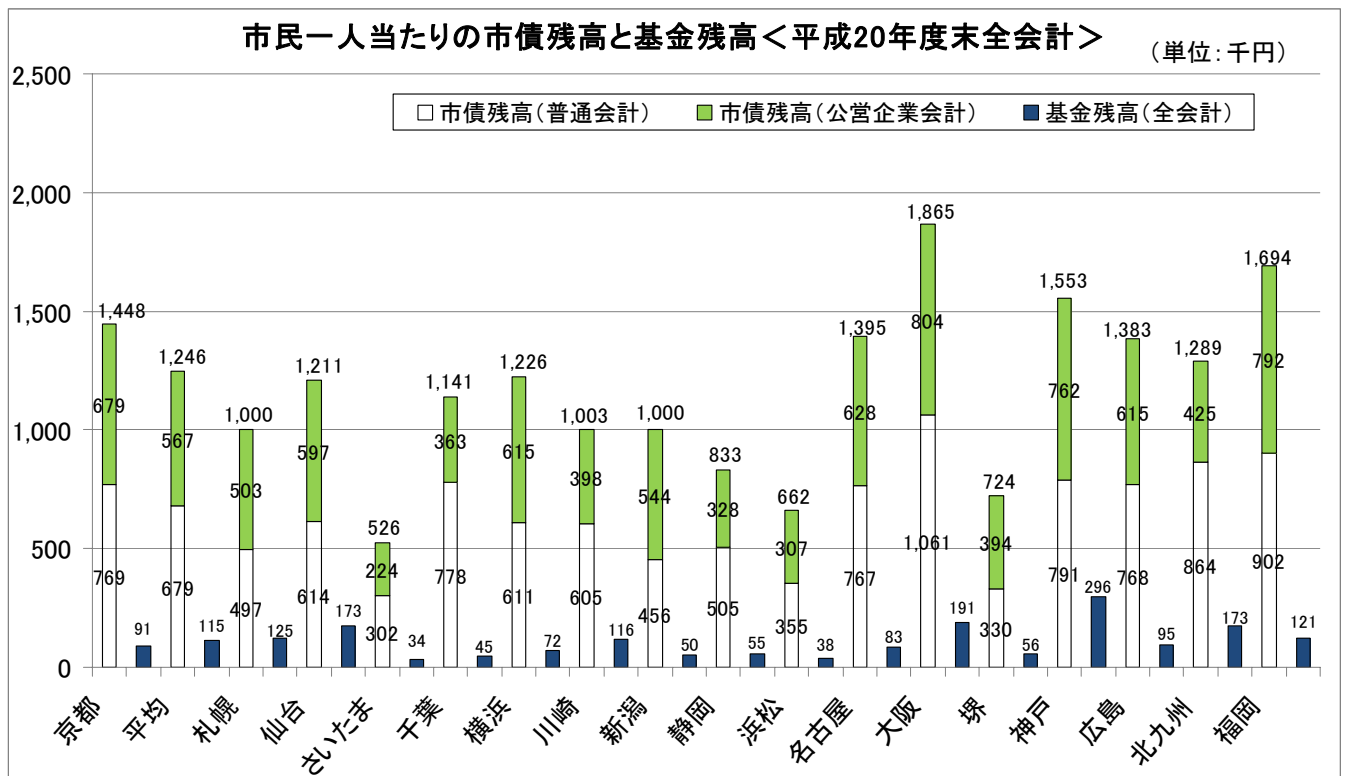
円

■ 財産売払収入
■ 財産運用収入



市民一人当たりの財産収入は、指定都市の平均よりも高い。ただし、財産運用収入は他都市平均よりも低い。

⑩



(注) 大阪市の市債残高は実償還残高から満期一括償還積立金残高を控除した額(その他都市の市債残高は理論償還残高)

⑪

債権管理事務に係る他都市比較

	京都市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市
債権情報の共有化の有無	×	×	○	○	×	△ (検討中)	○	×(※)	○
債権回収を一元化して行う組織の有無	×	×	×	○	△ (検討中)	×	○	○	○

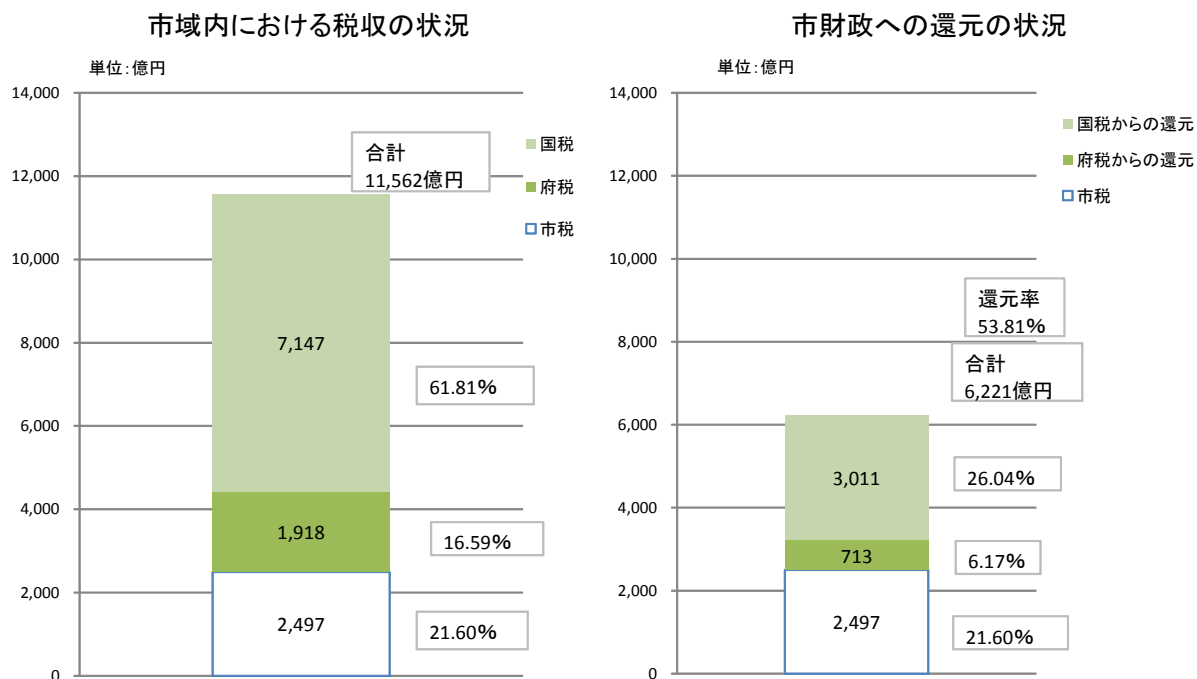
	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
債権情報の共有化の有無	○	×	○	×	×	○	○	○	×
債権回収を一元化して行う組織の有無	○	△ (検討中)	○	○	×	○	×	○	○

(※) 19年度から税と税外債権の徴収一元化を試行実施

都市の債権回収に関する調(H21.5.1現在)より抜粋
(社)地方行財政調査会による調査

18

本市市域内における国税、府税、市税の状況と市財政への還元の状況
(平成18年度決算)

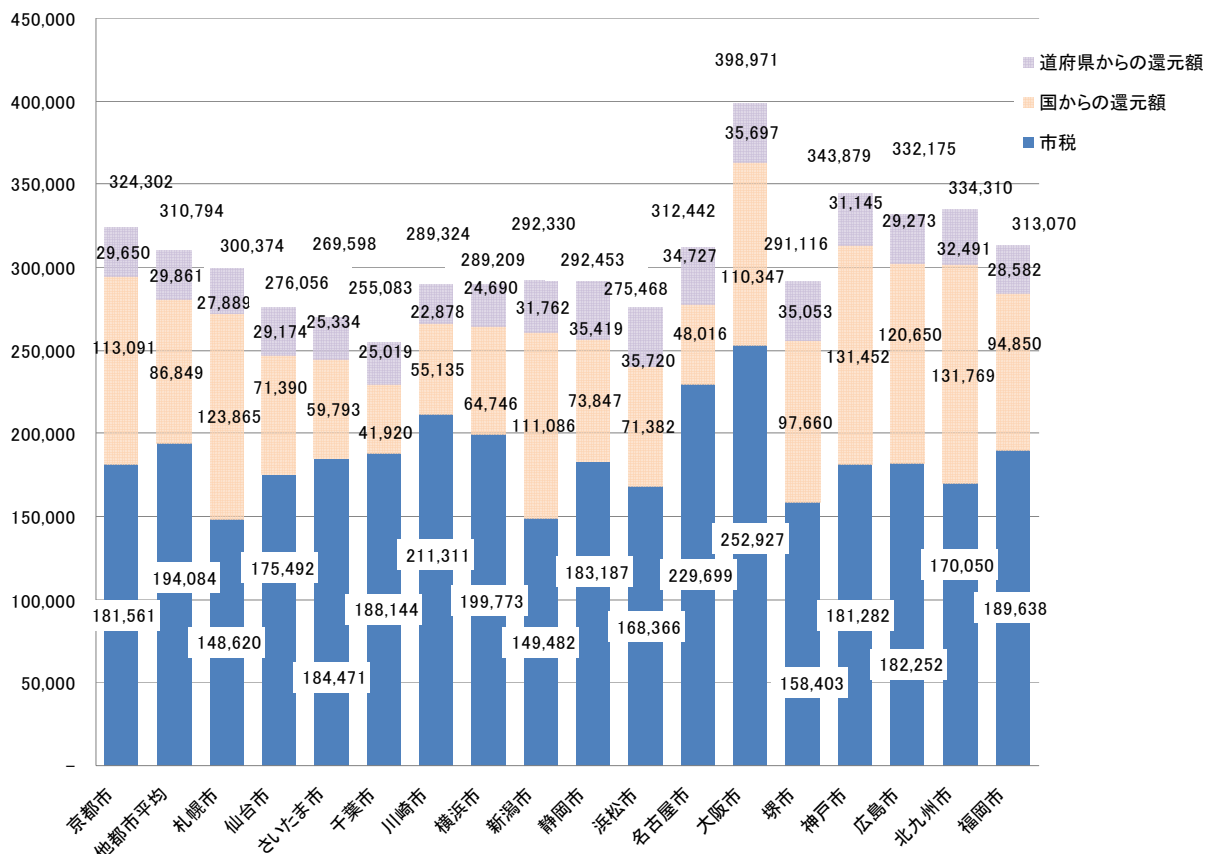


市域内の税収のうち、本市に還元されている割合は53.81%である。

19

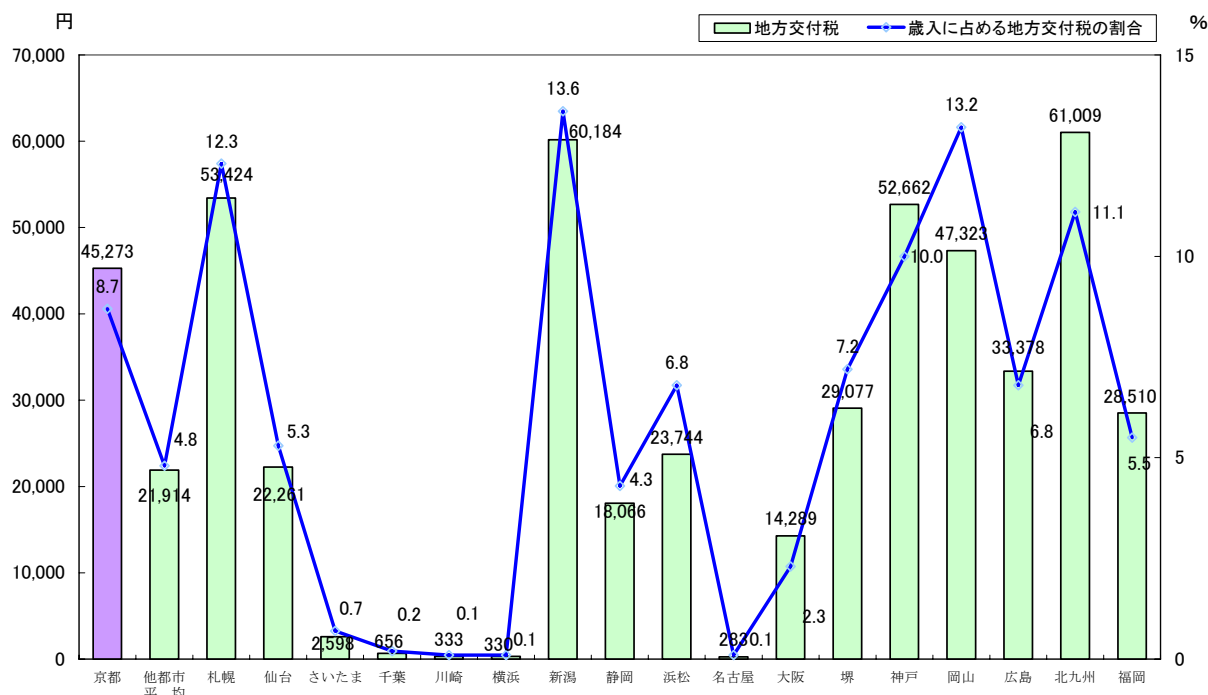
市民一人当たりの税源還元後の状況(他都市比較)(平成20年度決算)

単位:



本市の市民一人当たりの国、道府県からの税源還元後の歳入額は、他都市平均を上回っている。

政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税の収入額 (平成21年度決算)



京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税収入は、他の指定都市平均の2倍近くになっている。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成21年度予算に基づく概算)

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は
☆行政サービスは「指定都市から受益(大都市特例事務)」
★その負担は「道府県への納税」

指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による税源配分の見直し(大都市特例税制の創設)により措置すべき

(個人道府県民税→個人市民税、法人道府県民税→法人市民税、地方消費税→地方消費税交付金)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

3,692億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

同左税制上の措置

2,248億円

税制上の措置不足額

1,444億円

(税制上の措置済額)

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われた場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,700億円 など

(平成19年度決算をもとに推計)

- ・指定都市の市民の受益と負担の関係にねじれが生じている。
- ・大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額が生じている。

22

国と地方との行政事務の分担

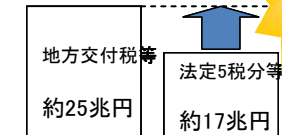
分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	☐ 高速自動車道 ☐ 国道（指定区間） ☐ 一級河川	☐ 大学 ☐ 私学助成（大学）	☐ 社会保険 ☐ 医師等免許 ☐ 医薬品許可免許	☐ 防衛 ☐ 外交 ☐ 通貨
都道府県	☐ 国道（その他） ☐ 都道府県道（指定区間） ☐ 二級河川 ☐ 港湾 ☐ 住宅 ☐ 都市計画区域、調整区域 ☐ 市決定	☐ 高等学校・特殊教育学校 ☐ 小・中学校教員の給与 ☐ 人事 ☐ 私学助成（幼～高） ☐ 公立大学（特定の県）	☐ 生活保護（町村の区域） ☐ 児童福祉 ☐ 保健所	☐ 警察 ☐ 職業訓練
市町村	☐ 都市計画等 ☐ （用途地域、都市施設） ☐ 市道 ☐ 河川 ☐ 港湾 ☐ 住宅 ☐ 下水道	☐ 小・中学校 ☐ 幼稚園	☐ 生活保護（市の区域） ☐ 国民健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ 保健所（特定の市）	☐ 戸籍基本台帳 ☐ 住民基本台帳 ☐ 消防

23

地方交付税についての国への要望

地方交付税は地方固有の財源

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源

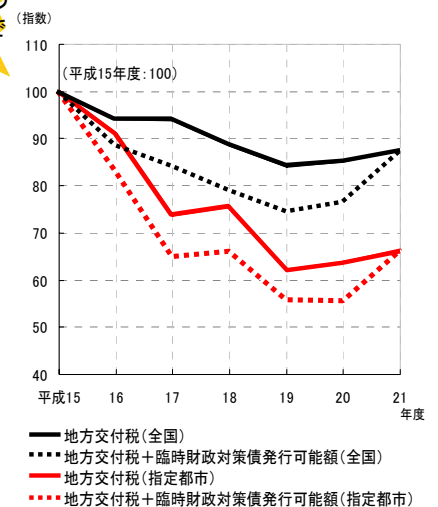


法定率の
引上げで
対応を！

大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要（＝道府県に代わって行う事務）
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要（＝圏域の中核都市としての役割）

地方交付税等の削減状況



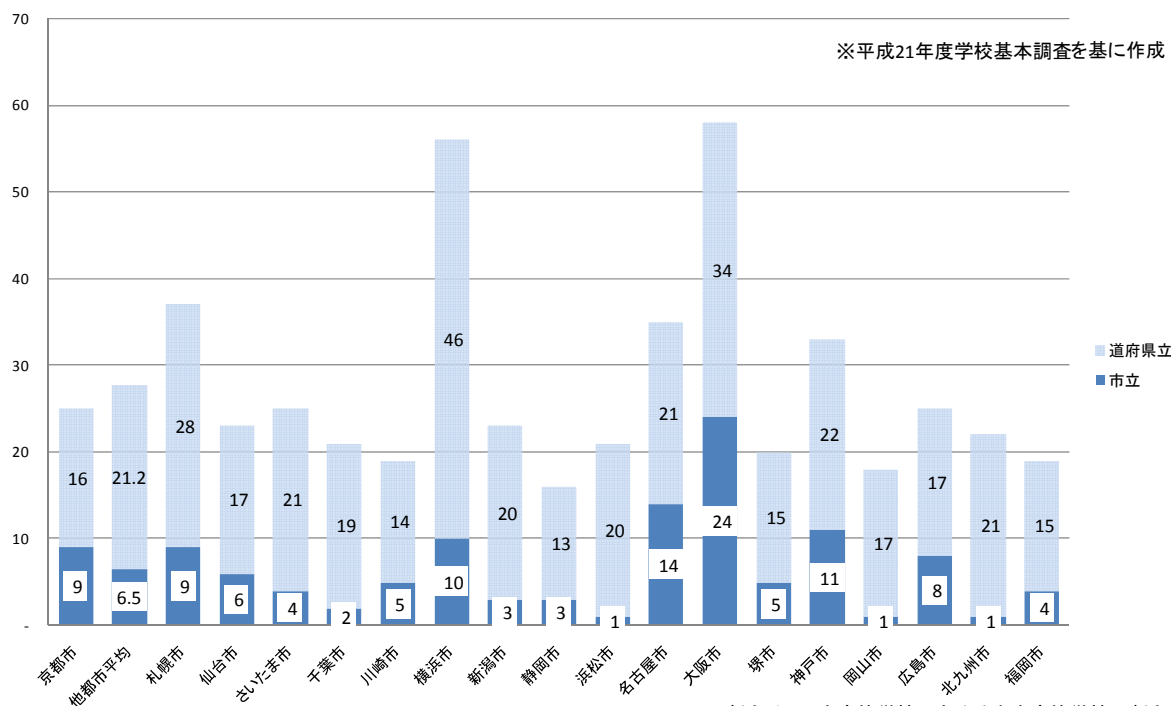
【指定都市の提案】

- ・地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- ・国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。
- ・地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

24

市域内における設置主体別公立高等学校数(他都市比較)

単位:校



※割合は、公立高等学校に占める市立高等学校の割合

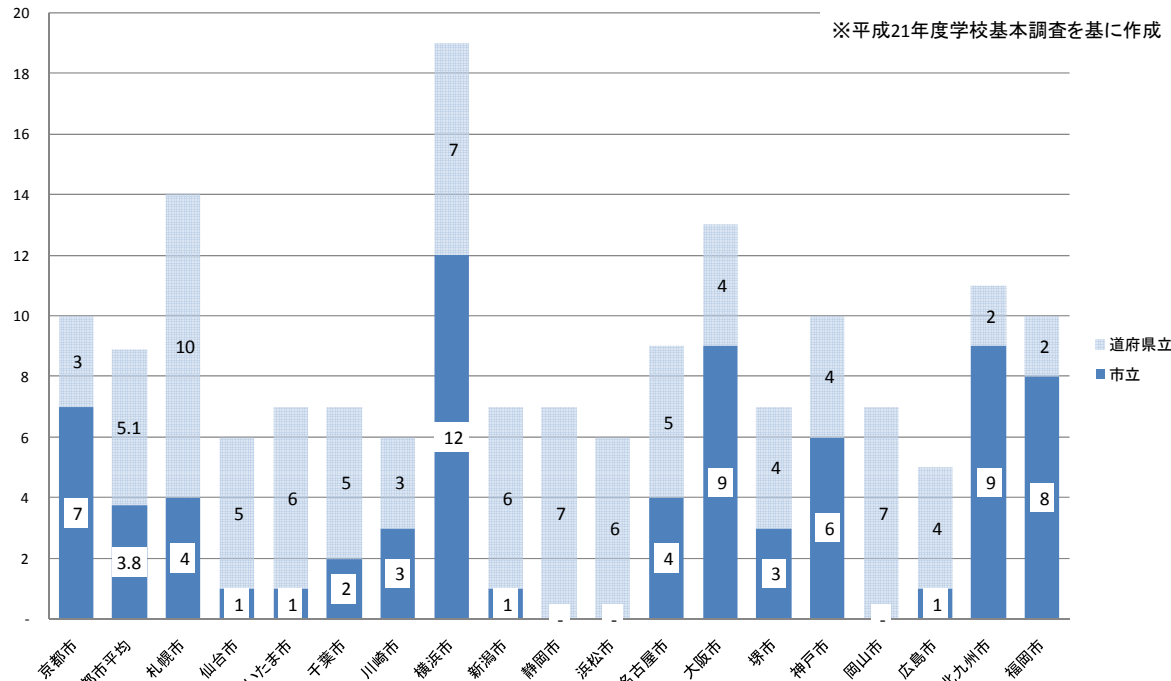
京都市	他都市平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
36.0%	23.6%	24.3%	26.1%	16.0%	9.5%	26.3%	17.9%	13.0%	18.8%	4.8%	40.0%	41.4%	25.0%	33.3%	5.6%	32.0%	4.5%	21.1%

京都市域内における公立高等学校に占める市立の割合は、政令市で3番目に高い36.0%である。

25

市域内における設置主体別特別支援学校数(他都市比較)

単位:校



※割合は、市域内における市立特別支援学校の割合

京都市	他都市平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
70.0%	42.4%	28.6%	16.7%	14.3%	28.6%	50.0%	63.2%	14.3%	-	-	44.4%	69.2%	42.9%	60.0%	-	20.0%	81.8%	80.0%

京都市域内における特別支援学校に占める市立の割合は、政令市で3番目に高い70.0%である。

近年の主な府市協調の成果

- ・交通局壬生庁舎跡地と京都府中京庁舎跡地の相互譲渡で合意（平成18年12月）
- ・京都駅における総合観光案内所の設置合意（平成20年6月）
- ・府市行政協働パネルの設置（平成20年6月）
- ・鴨川の放置自転車対策（平成21年7月）
- ・PTPS（公共車両優先システム）設置路線の拡充（平成21年7月）
- ・福祉医療制度等の格差是正

など